

消防広域化マニュアル



消防庁消防・救急課
平成26年3月



はじめに

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。しかしながら、小規模消防本部においては、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があることから、消防庁は、平成 18 年に改正された消防組織法や市町村の消防の広域化に関する基本指針（以下「基本指針」という。）に基づき、平成 24 年度末を期限として市町村の消防の広域化を推進してきました。その結果、広域化は一定の進展をみたところでありますが、東日本大震災での教訓や類例を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることを踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となっています。そこで消防庁は、平成 25 年 4 月 1 日に基本指針を改正し、推進期限を平成 30 年 4 月 1 日まで延長するとともに、都道府県知事が指定することで国の施策や都道府県における措置を他の広域化対象市町村より先行して集中的に実施する消防広域化重点地域の枠組みを設け、今後も市町村の消防の広域化を着実に推進することとしています。

当課では、平成 21 年 1 月に「消防の広域化の手引き」を作成したところですが、今回作成した「消防広域化マニュアル」は、広域化の必要性や制度の概要に加え、広域化実現への基本的手順や広域化を進める際に必要となる、より実務的な目線での手順も掲載しています。また、合わせて取りまとめた「消防広域化事例集」については、消防組織法改正以降に広域化を実現した事例として、一部の消防本部における、それぞれの具体的な広域化までの検討経過や、広域化後の具体的メリット・課題等について紹介しています。

本書が各地域の消防の将来を見据えた広域化への取組のため、広く御活用いただける事を願います。

本書の作成にあたっては、平成 24 年度、平成 25 年度消防広域化推進アドバイザーである

鈴木 敏幸 様（置賜広域行政事務組合消防本部） 森田 浩之 様（埼玉西部消防局）

諏訪 清貴 様（埼玉東部消防組合消防局） 村田 智俊 様（小田原市）

加藤 裕久 様（砺波地域消防組合消防本部）

中野 修 様（山梨県消防広域化推進協議会事務局）

伊藤 彰則 様（浜松市消防局）

西村 純次 様（東近江行政組合消防本部）

久保田 則彦 様（湖北地域消防本部）

中川 勝正 様（姫路市消防局）

永井 誠一 様（姫路市消防局）

藤本 喜一 様（北はりま消防本部）

向井 一富 様（奈良県消防広域化協議会事務局）

山本 洋 様（奈良県消防広域化協議会広域消防組合設立準備室）

近藤 正博 様（広島市消防局）

香川 由紀男 様（広島市消防局）

江本 祥三 様（宇部・山陽小野田消防局）

橋本 俊昭 様（宇部・山陽小野田消防局）

中島 英則 様（佐賀広域消防局）

をはじめ、各方面から多大なご協力を賜りましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 3 月

消防庁消防・救急課

第1部 基礎編

第1章 なぜ、消防の広域化なのか

第1節 消防の広域化の背景.....	3
第2節 消防の広域化と市町村合併は異なるもの.....	3
第3節 消防の広域化は誰のためか.....	4
第4節 消防の広域化を巡る最近の動向.....	4

第2章 消防広域化のメリットとこれに対する懸念

第1節 メリット.....	7
第1 災害発生時における初動体制、増援体制の強化	
第2 現場活動要員の増強	
第3 救急業務・予防業務の高度化・専門化	
第4 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実	
第5 現場到着時間の短縮	
第6 人事異動・研修の充実など組織の活性化	
第2節 広域化に対する懸念.....	11
第1 広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念	
第2 消防本部と市町村との関係に関する懸念	
第3 具体的課題に対する意見の相違	
第4 財政負担の在り方	
第5 広域化を実現するために必要な事務負担及び経費負担	

第3章 広域化の制度の概要

第1節 消防組織法に基づく枠組み.....	15
第1 消防の広域化の定義及び理念	
第2 基本指針の内容及び改正概要	
第3 推進計画の策定	
第4 都道府県知事による関与等	
第5 広域消防運営計画の作成等	
第6 国の援助及び地方債の配慮	
第2節 広域化の方式.....	18
第1 組合方式	
第2 委託方式	
第3 各方式の主な特徴及び相違点	

第3節 消防の広域化と消防指令業務の共同運用の関係	23
第4章 どのような手順で広域化を考えればよいか	
第1節 消防の広域化協議の全体像	24
第2節 広域化に対する姿勢	24
第1 市町村長、市町村議会議員、消防長、消防職員、市町村長部局等の姿勢	
第2 住民から見て	
第3節 市町村長のリーダーシップ	25
第1 信頼関係が鍵	
第2 消防の広域化論議でつまづく場合	
第3 消防の広域化論議が具体化する契機	
第4 確固たる決意	
第4節 市町村議会の権限と責任	27
第5節 協議の体制	27
第1 協議会について	
第2 法定協議会と任意協議会	
第3 協議会を設置する前に準備すること	
第4 法定協議会設置の手続	
第6節 情報提供の重要性	29
第1 市町村議会議員や消防職員への情報提供	
第2 住民に対する情報公開	
第7節 都道府県の役割について	30
第1 消防組織法上の役割	
第2 基本指針上の役割	
第8節 国の支援について	31
第5章 広域消防運営計画の重要項目は何か	
第1節 協議会で議論すべき事項について	32
第2節 基本7項目	32
第1 広域化の方式及びスケジュール	
第2 広域化後の組織	
第3 職員の処遇等	
第4 施設整備	
第5 経費負担等	
第6 消防団との連携確保	
第7 防災・国民保護担当部局との連携確保	

第2部 実務編

第1章 広域化実現までの手続の概要	37
第2章 協議会設置までの手順	
第1節 手続の流れ	38
第2節 協議会の規約	38
第3節 協議会の組織	39
第1 協議会組織体系図	
第2 協議会（本体）の構成例	
第3 幹事会の構成例	
第4 専門部会の構成例	
第5 分科会の構成例	
第6 事務局	
第7 協議会の事務所をどこに置くか	
第8 誰が協議会の会長となるのか	
第4節 住民意向調査	41
第5節 協議会の開催回数、開催時期はどれくらいか	42
第3章 協議会の事務の流れ	
第1節 特に留意すべき点について	43
第2節 協議会設置の準備期間	43
第3節 広域消防運営計画の協議期間	44
第4節 新体制への移行期間	44
第4章 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項.	
第1節 広域化の方式及びスケジュール	45
第1 広域化の方式	
第2 スケジュール	
第2節 組織	46
第1 消防本部	
第2 消防署	
第3 勤務形態	
第4 人員配置及び採用計画	
第3節 職員の処遇等	49

第 1	任用	
第 2	給料	
第 3	諸手当	
第 4	階級	
第 5	教育、訓練、研修等	
第 6	貸与物品	
第 4 節	施設整備	51
第 1	消防施設計画	
第 2	通信施設	
第 5 節	経費負担等	51
第 1	経費負担方法	
第 2	財産の取扱い	
第 3	財政計画	
第 6 節	消防団等との連携確保	52
第 1	通常時の連携体制	
第 2	災害時の連絡体制	
第 7 節	防災・国民保護担当部局との連携確保	53
第 5 章 新体制へ移行するまでの具体的な手続		
第 1 節	一部事務組合の設置手続	54
第 1	規約案の作成	
第 2	関係市町村の議会の議決	
第 3	関係市町村の協議	
第 4	設置の許可	
第 2 節	広域連合の設置手続	56
第 1	設置手続	
第 2	一部事務組合との違い	
第 3 節	事務委託の手続	57
第 4 節	その他	57
第 1	例規の見直し及び予算の準備	
第 2	長及び議員の選出 選任準備	
第 3	職員の身分の移管	
第 4	住民への周知	
第 6 章 都道府県・国の役割		
第 1 節	都道府県の役割	59

第 1	必要な調整	
第 2	勧告	
第 3	重点地域の指定	
第 4	推進計画の変更	
第 5	都道府県の積極的な関与の方法	
第 2 節	国の役割	62
第 1	情報提供等	
第 2	財政支援	

第 3 部 資料編

1	消防組織法（抄）	67
2	市町村の消防の広域化に関する基本指針	69
3	消防組合標準規約例	74
4	消防事務委託標準規約例	78
5	地方自治法の規定による協議会の規約例	80



第1部 基礎編

第1章 なぜ、消防の広域化なのか

第1節 消防の広域化の背景

消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務としています。

近年、災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化など、消防を取り巻く環境は変化しており、また、今後、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害が発生することが予想されています。消防は、これらの環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うしていく必要があります。

しかしながら、特に小規模な消防本部においては、出動体制、設備資機材、専門員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されています。

また、日本の総人口は、平成17年に戦後初めて減少に転じ、今後も減少する傾向にあります。これに伴い一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少により財政面の制約もさらに厳しくなるものと考えられます。

このような状況に対応するためには、消防本部の規模を大きくすることにより、様々なスケールメリットを活用して、消防の体制の充実強化を図る必要があると考えられます。

第2節 消防の広域化と市町村合併は異なるもの

これまで、住民にとって最も身近な基礎自治体である市町村の行財政基盤の強化を図るため、市町村合併が推進されてきました。市町村合併は行政改革の有力な手段とされ、これにより地方行政のスリム化が図られました。

一方、消防の広域化は、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されており、市町村の行政分野の一つである消防行政について、その特性を踏まえてより大きな規模で事務を処理することによって、消防力の強化を図ることを目的としています。したがって、消防の広域化は、消防

署所や消防職員の削減を図ることを目的として実施するものではありません。

このように、市町村合併と消防の広域化は、その目的が根本的に異なるものであり、消防の広域化を検討するに当たっては、このことを十分に認識する必要があります。

（備考）

消防の広域化は消防職員の削減を図ることが目的ではありませんが、指定都市などの大都市の消防本部と周辺の小規模消防本部が広域化する場合等、消防力を強化するために消防本部の消防職員を現場に配置した上で、一部の消防職員を削減することにより財政負担が削減した事例もあります。

第3節 消防の広域化は誰のためか

消防は、住民の生命、身体及び財産を守ることを任務としています。消防の広域化は、このような任務を担う消防の対応力を強化し、住民サービスの向上を図るために実施するものであることから、「住民」のために行うものに他なりません。広域化を検討するに当たり、とすると、行政関係者本位、住民不在の議論に陥る場合も懸念されますが、常に「住民のため」を念頭において検討・協議することが極めて重要です。

各市町村においては、住民のため、消防を取り巻く環境や地域における将来の消防を見通し、消防防災体制の強化を図ることが求められます。その手法として、消防の広域化が有効です。国は、自主的な消防の広域化を推進するため、消防広域化推進本部を設置し、消防の広域化を積極的に支援しています。

第4節 消防の広域化を巡る最近の動向

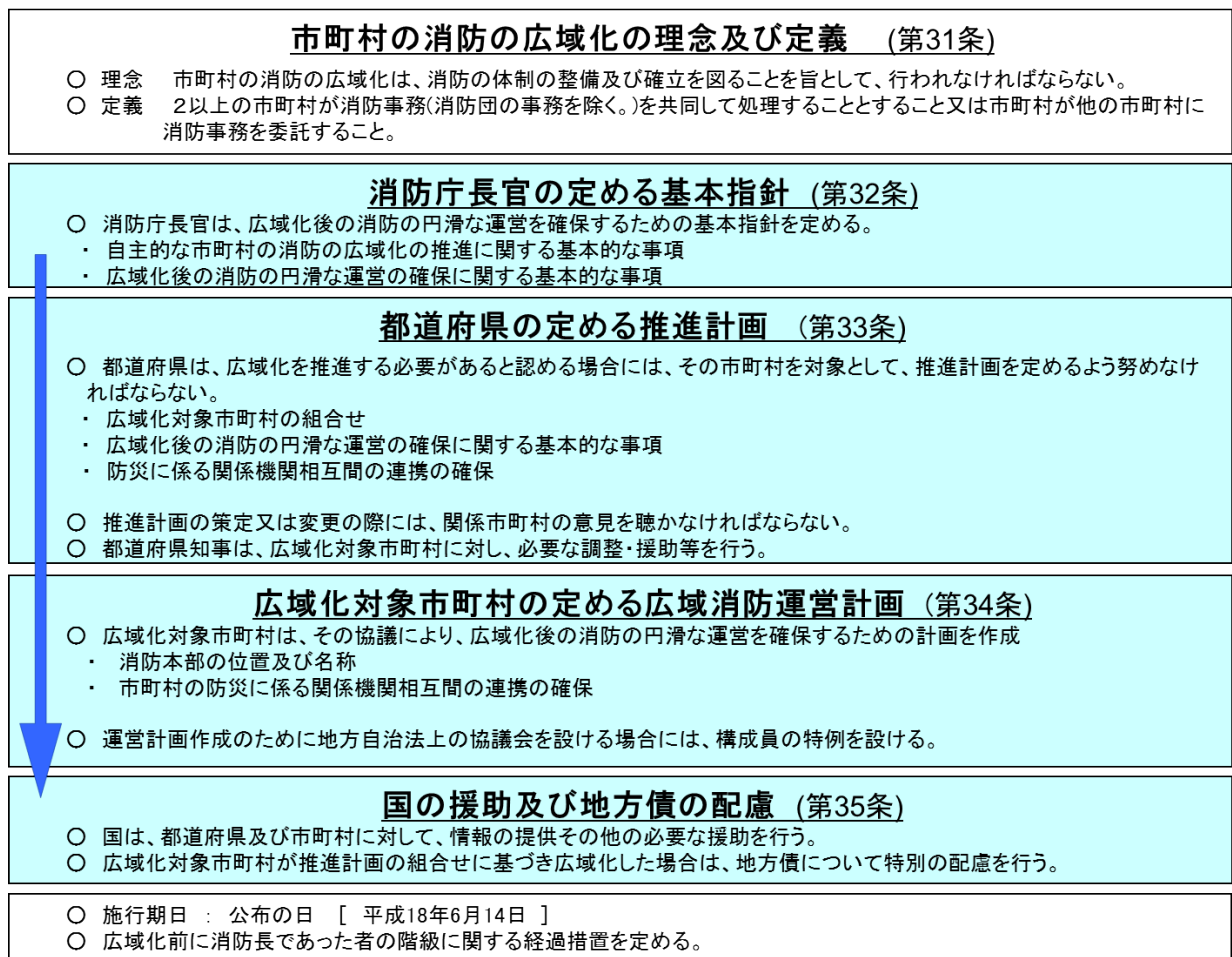
平成6年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進され、全国の消防本部の数は、最も多かった平成3年10月の936本部から、平成18年4月には811本部にまで減少しましたが、広域化が十分進んだとは言い難い状況でありました。そこで、広域化を更に推進するために、平成18年に消防組織法が改正され、新たに市町村の消防の広域化の章が設けられました。また、消防組織法に基づき、市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成18年消防庁告示第33号。以下「基本指針」という。）が策定されました。

その後、各都道府県において推進計画が定められ、各地域において広域化の

取組が進められてきました。その結果、平成25年7月1日までに27の地域で広域化が実現し、消防本部は767本部まで減少し、また、埼玉西部消防局のような大規模な消防本部も誕生しました。このように、広域化の取組は一定の進展をみているところです。

基本指針が策定された当初、基本指針における広域化の推進期限は平成24年度末とされていましたが、第26次消防審議会の中間答申を踏まえ、消防の広域化は引き続き推進する必要がある課題であると考えられることから、平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化の推進期限を平成30年4月1日まで延長するとともに、管轄人口の規模目標の変更や消防広域化重点地域の創設などにより、広域化を着実に推進することとしています。

【図】消防組織法（市町村の消防の広域化の章）



第1部 基礎編

第1章 なぜ、消防の広域化なのか

【図】基本指針改正の概要

- 広域化を実現した消防本部においては、住民サービスの向上 等の成果が現れており、広域化は消防防災体制の強化のためには有効な手法。
- また、平成24年度の期限後も小規模消防本部が多数存在することに加え、東日本大震災の教訓等を踏まえると、広域化の推進による消防防災体制の整備がこれまで以上に必要。
- ただし、平成24年度末までの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗は地域の実情によって左右される面があるものと考えられることから、今後は、地域の実情を尊重することを基本として、以下のとおりの見直しを行う。

項目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、 <u>30万の規模目標には必ずしもとられず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。</u>	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	(消防広域化重点地域) 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、 <u>広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。</u> ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	(広域化対象市町村) 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年4月1日 (5年程度延長)	平成24年度末

第2章 消防広域化のメリットとこれに対する懸念

第1節 メリット

第1 災害発生時における初動体制、増援体制の強化

一の消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動出動台数や第2次出動体制が充実し、大規模災害・多数疾病者事故等への対応力が強化されるとともに、相互応援に依存せず、統一的な指揮の下、迅速で効果的な災害対応が可能となります。

また、広域化の検討を契機として、非常備町村の常備化を図ることも考えられます。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

平成25年夏に発生した局地的な豪雨により、組合を構成する市に甚大な被害を及ぼしたが、広域化により、延べ出動車両台数(隊)18隊、出動人員110名で災害対応を行い、床上浸水した自動車学校に取り残された約50名の救助活動も短時間で完了し、災害を最小限に食い止めることができた。地域住民からは「広域消防となったことで、早く駆けつけてくれて助かった。」との感謝の声もあった。

(埼玉西部消防組合)

広域化により下表のとおり出動体制を強化することができた。また、応援協定に基づく依頼を待たずに事案を覚知した段階で直ちに災害規模に応じた車両を出動させることができるようになった。

	所沢市	狭山市	入間市	埼玉西広域	広域化後
第1出動隊数	5台	4台	4台	3台	9台
第2出動隊数	4台	3台	2台	2台	6台
第3出動隊数	3台	—	—	2台	4台
合計 (保有台数)	12台 (12台)	7台 (9台)	6台 (6台)	7台 (10台)	19台 (36台)

(小田原市消防本部)

初動体制(第1出動)における部隊数が6隊から10隊に増加した。

(富山県東部消防組合消防本部)

近年ベッドタウン化が進み人口・世帯数ともに大幅に増加している舟橋村(非常備)に救急隊を常駐させる分遣所を建設し、管轄区域における住民サービスの均一化と現場到着時間の短縮を図っている。

(東近江行政組合消防本部)

非番招集の対応が不要となった。また、救急車の保有台数が3倍以上となったことにより、集団救急事案にも対応できるようになった。

第2 現場活動要員の増強

総務部門や通信指令部門等の消防本部における業務の効率化により生じた人員を、警防部門等の現場に配置することにより、地域の消防力の体制を強化することができます。

【例】

(埼玉西部消防組合)

消防本部事務や通信指令業務の効率化で生じた職員58人を現場活動要員として増員することができた。

第3 救急業務・予防業務の高度化・専門化

人員配置の効率化により、救急業務や予防業務について、担当職員の高度化・専門化を図ることができます。例えば、救急救命士の資格を取得させることにより重度の疾病者に対して高度な救急救命処置が可能になり、また、予防業務に専従させ予防査察や防火管理指導を充実させることが可能になります。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

予防業務の要員として、消防本部に日勤職員7名、各消防署に当直兼務の職員1名を配置し、消防本部と各消防署で役割分担し、予防業務の専門化と効率化を図ることができた。また、救急救命士の資格者を30名から40名以上に増員し、救急隊員の専門課程に入校させるなど、救急業務の高度化・専門化を図ることができた。

(埼玉東部消防組合)

救急救命士が病院研修等により不在となる場合は、署所間で調整し救急隊に救急救命士が不在となることなくなくなった。また、研修先の病院が増えたことにより研修が容易になった。

(小田原市消防本部)

薬剤投与追加講習への派遣人数が増加したことにより全体の9割が薬剤認定救命士となった。

(宇部・山陽小野田消防組合)

消防署にも予防係を設置し、危険物施設の許認可や各署申請・届出の受理に関する市民サービスの低下防止を図ることにより、消防本部を中心に行っていた予防業務が署員にも浸透する効果が生まれた。また、予防技術資格者等の資格取得希望者が増加するなど、組合全体のレベルアップにつながった。

第4 財政規模の拡大に伴う高度な装備・資機材の整備の充実

消防本部の財政規模が拡大され、安定的な財政運営を行うことができるようになることにより、小規模消防本部では整備が困難であったはしご車や救助工作車などの車両や発信地表示システム等を備えた高機能消防指令センターの計画的な整備が可能となります。また、類似の装備・資機材等に対する重複投資を回避することができます。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

有利な地方財政措置である緊急防災・減災事業債（地方債充当率100%、交付税措置率70%）を活用し、消防庁舎の整備や資機材搬送車、高規格救急自動車、水槽付き消防ポンプ自動車等の車両の整備を実施した。

(埼玉西部消防組合)

特殊車両（はしご車・化学消防車等）の適正配置により、重複投資の回避を図ることができ、10年間で3億5,600万円の削減が可能となった。

(小田原市消防本部)

高度救助隊を発足させるとともに、財政削減効果を活用し、特殊装備を導入することができた。高度救助隊と特別救助隊2隊の合計3隊体制になったこと

により、効率的な部隊運用や様々な訓練対応が可能となった。

(砺波地域消防組合消防本部)

山岳救助、震災救助、都市型救助に対応するため、新たに捜索救助隊を設立し、また、都市型救助用資機材の整備及び隊員の研修派遣を行っている。

第5 現場到着時間の短縮

災害が発生した地点が、当該地点を管轄する消防署よりも、隣接する市町村の消防署の方が近い場合、隣接する市町村の消防署から災害現場に出動する方が、災害発生地点を管轄する消防署から出動するより、現地に早く到着することができます。このように、消防が広域化することにより、現場到着時間の短縮を図ることができます。

また、現場到着時間の短縮を図るため、広域化後の区域において、消防署所を適正に配置することも考えられます。

【例】

(埼玉東部消防組合)

旧消防本部で保有していた23台の救急車を、高機能指令センターからの指令の一元化を図ることにより、管轄にとらわれることなく直近の車両を出動させ現場到着時間の短縮を図ることが可能となる。

(小田原市消防本部)

旧管轄区域境を超えて直近の署所からの出動が可能となったことから、現場到着時間が最大で4分51秒の短縮(12分11秒から7分20秒)を図ることができた。

第6 人事異動・研修の充実など組織の活性化

消防本部の規模が大きくなり、職員数が増加することにより、人事ローテーションの設定が容易になり、職務経験の不足や単線的な昇進ルートが解消します。

また、職員の体制が強化されることにより、高度な研修への職員の派遣が比較的容易となり、職員の能力向上、組織全体のレベルアップを図ることができます。

消防本部が広域化されると、分野にかかわらず、より多くの災害事案を経験

できることや、技術・知識の共有が進むことから、消防本部全体の能力の向上につながります。

【例】

(置賜広域行政事務組合消防本部)

計画的に消防大学校、消防学校、救急救命士養成所等に入校させることが可能となった。

(埼玉東部消防組合)

広域化前は、職員の年齢に偏りがみられる消防本部があったが、広域化により、組合全体の中で人事異動することができ、年齢構成が平準化し、適材適所の職員配置が可能となった。また、交替制勤務を3部制とすることで、同じメンバーで訓練を積み重ねることができ、統一された指揮体制の下で災害活動ができるようになった。

(東近江行政組合消防本部)

特に小規模消防本部の若手職員にとっては、広域化により災害事案が増加したことにより新鮮さを見出しており、両消防本部職員がお互いに刺激しあって良い職場環境になっている。小規模消防本部の職員にとっては、人事異動による新しい職場、新しい職務といった感覚が励みになっている。

第2節 広域化に対する懸念

消防の広域化は消防職員や消防署所等の削減を目的とするものではないことから消防力の低下が見込まれることはなく、住民にとってのデメリットはないと考えられます。また、次のような懸念等は広域化の阻害要因として考えられるものであり、知恵を出し合えば解消しうるものであると考えられます。

第1 広域化に伴う消防力の配置替えに対する懸念

規模が異なる消防本部が広域化を検討する場合、比較的大規模な消防本部にとっては、広域化の相手である小規模消防本部に現有の消防力が分散するのではないかという懸念があり、また、小規模な消防本部にとっては、大規模消防本部を中心に消防力が集中し、小規模消防本部が管轄する地域の消防力が低下するのではないかという懸念が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

広域化する前の消防署所の配置によって提供している消防サービスを低下させないことを前提に最適な消防力の配置を検討すれば現有の消防力は低下しません。

また、広域化後の消防力の最適な配置を検討した結果、地域によっては近くにあった消防署所が遠くに配置され、現場到着時間が遅くなるという場合もありますが、広域化により初動の出動体制等が強化されることから、総合すると消防力の強化が図られることとなります。

第2 消防本部と市町村との関係に関する懸念

消防本部と関係市町村の防災部局や消防団との連携がとりにくくなるのではないかという懸念が示される場合があります。

また、複数の市町村が一部事務組合等を設置して消防の事務を担う場合は、消防の責任が不明確になるのではないかという懸念が示される場合があります。消防事務を委託する場合は、委託先の市町村長が委託元の地域における消防に関する権限及び責任を担うことになることから、非常時に委託元の市町村長は指揮権を発揮することができないのではないかという懸念が示される場合もあります。

【懸念に対する考え方】

広域化後の消防本部と市町村の防災部局や消防団との連携の確保は、基本指針でもその必要性及び具体的な方策が規定されており、これらの方策によって市町村の防災部局や消防団との連携を図ることができます。例えば、市町村の防災部局との連携については危機管理担当幹部と消防長・消防署長による協議会を設置することや、消防団との連携については消防署所に消防団との連絡調整担当を配置することなどが考えられます。

また、複数の市町村が一部事務組合等を設置して消防の事務を担う場合は、関係市町村間において事前に調整しておくことにより、消防の責任を明確化しておくことができます。消防事務を委託する場合、関係市町村間で消防の運営を協議する場や委託先市町村に委託元市町村の意見を受け付ける部署を設置するなどにより、消防に関する情報共有や意見交換を実施し、委託元の市町村長の意見も消防の運営に反映させることができます。なお、市町村災害対策本部の本部員については、これまで市町村の職員のうちから任命することとされており、一部事務組合等により消防事務を処理している市町村の災害対策本部で

は当該市町村の職員として併任の発令をしない限り、消防長等を本部員に任命することはできませんでしたが、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員も、併任の発令なしに、本部員の対象となるよう見直されました（同法第23条の2）。

第3 具体的課題に対する意見の相違

広域化を実現させるためには、広域化の方式や、消防本部の位置、署所の組織体制等の調整事項が多岐にわたり、広域化対象市町村の間で具体的課題に対する意見が一致せず、調整を図ることができないのではないかという懸念が示される場合があります。また、規模の異なる消防本部が広域化を検討する場合、小規模消防本部側からは、具体的な課題を協議する前から、大規模消防本部の消防活動等の方法に従うことになるのではないかという不安感が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

すでに広域化を実現した事例を参考にすることにより、課題の調整を図ることができます。この場合、消防庁に登録されている消防広域化推進アドバイザーの派遣を消防庁に要請し、具体的な助言を直接受けることができます。

また、都道府県に対して広域化対象市町村間の仲介等の支援を要請することとも考えられます。

広域化の協議の開始に当たっては、消防本部の規模の大小にかかわらず、関係者が納得するよう、協議のルールを事前に設定しておくことにより、小規模消防本部の漠然とした不安感を減じることができます。

第4 財政負担の在り方

広域化により、各市町村の財政負担が増大するのではないかという懸念が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

財政負担の方法については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、その両方を勘案して負担する方法など、いろいろな方法が考えられますが、例えば、当分の間は、現在の財政負担額を超えないように算定方法を工夫すること等により財政負担の増大を抑えることができます。

広域化を実現した団体も財政負担の方法をそれぞれ工夫していますので、財

政負担の在り方を検討するために消防広域化推進アドバイザー派遣制度を活用することも可能です。

いずれにせよ、財政負担の在り方については、関係市町村間で十分に検討する必要がありますが、地域における将来の人口動態や消防力の見通しを踏まえ、消防力を維持・強化するという視点を関係者で共有した上で検討する必要があります。

第5 広域化を実現するために必要な事務負担及び経費負担

協議会に職員を派遣することにより、従来の業務を少ない職員で担うことになり、事務負担が増大するのではないかという懸念が示される場合があります。また、広域化に伴い、消防本部の名称変更による装備、被服、看板等の変更等臨時的な経費が大きな負担になるのではないかという懸念が示される場合があります。

【懸念に対する考え方】

広域化に関する事務は一時的な負担であり、広域化後は消防体制の強化が図られることから、長期的にみれば効率的に事務作業を行うことができるようになりますと考えられます。なお、協議会への職員の派遣については都道府県に対して要請することも考えられます。

また、広域化に伴う臨時的な経費については、消防広域化支援措置として特別交付税措置が講じられており、負担の軽減を図ることができます。

第3章 広域化の制度の概要

平成18年に消防組織法が改正され、新たに市町村の消防の広域化に関する章が設けられ、消防の広域化の定義及び理念、消防庁長官が定める基本指針、都道府県が定める推進計画及び都道府県知事の関与等、広域化対象市町村が作成する広域消防運営計画、並びに国の援助等について規定されました。

第1節 消防組織法に基づく枠組み

第1 消防の広域化の定義及び理念

市町村の消防の広域化とは、「二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。」（消防組織法第31条）と定義され、市町村の消防の広域化は「消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない」（同条）こととされています。従って、消防の広域化は、消防署や職員の削減を目的とするものでないのは、第1章第2節のとおりです。

市町村の消防の広域化の具体的な方法としては、消防事務を共同処理する組合（一部事務組合又は広域連合）の設立、既存の組合の構成市町村の増加、消防事務以外の事務を処理する組合の事務に消防事務を追加すること、消防事務を他の市町村に委託することが考えられます。

なお、消防団については、市町村の消防の広域化の対象としておらず、従前どおり各市町村単位での設置を基本としています。

第2 基本指針の内容及び改正概要

消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防の円滑な運営を確保するための基本的な指針を定めるものとしています。（消防組織法第32条）

この基本指針においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
- ③ 後述する推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村の組合せに関する基準
- ④ 推進計画において定める自主的な市町村の消防の広域化を推進するために

必要な措置に関する基準

- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- について定めることとされています。

この基本指針に基づく広域化の推進は平成24年度末でその期限を迎えましたが、広域化は一定の進展をみたものの、管轄人口10万未満の小規模な消防本部が全消防本部数の約6割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模な消防本部が抱える課題が依然として克服されていないことから、第26次消防審議会による、消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申（平成24年9月7日）も踏まえ、基本指針を改正し、広域化の推進期限を5年程度延長し、平成30年4月1日としました。

また、改正前の基本指針では、推進計画に定める市町村の組合せに関する基準として、消防本部の規模は大きいほど望ましいとした上で、管轄人口の観点からいえばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとしていましたが、改正後の基本指針では、地域によって実情が異なることから、30万以上の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要があるとしました。

さらに、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして都道府県知事が指定する消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設けました。

これらにより、広域化の着実な推進を図ることとしています。

第3 推進計画の策定

都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされています。（消防組織法第33条第1項～第3項）

推進計画においては、

- ① 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
- ② 市町村の消防の現況及び将来の見通し
- ③ ②の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
- ④ ③の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要

な措置に関する事項

- ⑤ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
- ⑥ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

について定めるものとされています。

また、都道府県は、推進計画の策定又は変更の際には、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならないこととされています。

第4 都道府県知事による関与等

消防の広域化については、消防事務を処理する主体である市町村における取組が重要であることはもちろんですが、市町村を包括する広域の地方公共団体である都道府県において、市町村相互間の調整等に積極的な役割を果たすことも必要です。そのため、消防の広域化に関する都道府県知事の関与等について以下のとおり定められています。（消防組織法第33条第4項、第5項）

第一に、都道府県知事は、広域化対象市町村から求めがあったときは、市町村の消防の広域化について、市町村相互間における必要な調整を行うものとされています。

第二に、都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされています。

第5 広域消防運営計画の作成等

広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下「広域消防運営計画」という。）を作成するものとされています。（消防組織法第34条）
広域消防運営計画においては、おおむね

- ① 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針
 - ② 消防本部の位置及び名称
 - ③ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
- について定めるものとされています。

第6 国の援助及び地方債の配慮

都道府県知事による市町村に対する援助と同様に、国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、情報の提供その他の必要な援助を行うものとされています。（消防組織法第35条）

また、広域化対象市町村が推進計画に定める組合せに基づき市町村の消防の広域化を行った場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとされています。

第2節 広域化の方式

消防の広域化は、主に一部事務組合若しくは広域連合による方式（以下「組合方式」という。）又は事務委託による方式（以下「委託方式」という。）のいずれかの方式を用いて行われることとなります。

組合方式又は委託方式については、それぞれ次のような利点及び留意点があることから、これらを十分に考慮した上で、各地域において地域の実情に応じた最適な方式を選択することが必要です。

第1 組合方式

（1）一部事務組合方式

一部事務組合は、地方自治法第284条第2項の規定により設けられる特別地方公共団体で、複数の普通地方公共団体や特別区が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織です。

一部事務組合方式については、一般に構成市町村が基本的に同等の立場で組合運営に参画できる一方で、構成市町村間の調整が必要なため意思決定の迅速性に欠けるおそれや、組合に対して構成市町村の議会や住民からのチェックが行き届きにくくなり、責任の所在が不明確となるおそれがあるという指摘もあります。

また、組合そのものを運営するための事務局を必要とする面もあります。特に持ち回りで組合管理者を定める場合には、責任の所在が不明確とならないように万全を期す必要があります。一部事務組合の設立、組織及び規約の変更、解散に係る手続きは地方自治法に定められていますが、その概要は次のとおりです。

一部事務組合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条～第291条

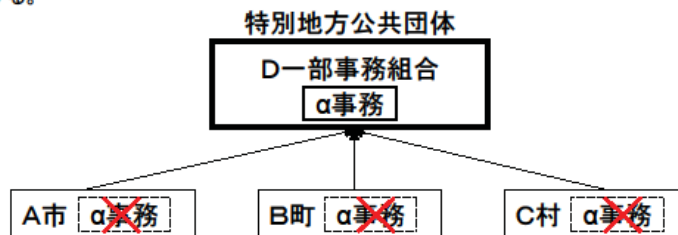
④ 設置数

1,546(構成団体:延べ9,993団体)
※H24.7.1現在

② 制度の概要

一部事務組合は、地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。(地方公営企業の事務を共同処理するものを「企業団」という。)

一部事務組合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。組合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他(地方債など) ※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

なお、平成24年の地方自治法の改正により、特例一部事務組合が創設され、規約で定めるところにより、一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとされました。これは、一部事務組合の実態において、合併の影響もあって、構成団体数が少なくなっていることや議会の議案の数が限られ政策的な内容も少なくなっていることなども背景にあるとされています。

(2) 広域連合方式

広域連合は、一部事務組合と同様に地方自治法に基づく特別地方公共団体であり、同法第284条第3項の規定により設けられますが、これは、様々な広域行政需要に適切かつ効果的に対応するために、平成7(1995)年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。

処理されている事務は、消防や上下水道、ゴミ処理、福祉、学校、公営競技の運営など一部事務組合とほぼ同じですが、国又は都道府県に対しその事務・権限を委譲するように要請することができる(同法291条の2第4項及び第5項)等一部事務組合と比べて権限が強くなっています。広域連合の長は広域連合長と呼ばれます。

広域連合の多くは基礎自治体（市町村）の連合ですが、「彩の国さいたま人づくり広域連合」のように広域自治体（都道府県）と基礎自治体の連合もあります。

なお、一部事務組合と広域連合の主な相違点は、次のとおりです。

- ① 広域連合は、広域計画の作成が必要なこと（同法第284条第3項）。
- ② 広域連合は国又は都道府県から直接に権限又は事務の委任を受けることができる（同法第291条の2第1項及び第2項）が、一部事務組合にはこのような規定はないこと。
- ③ 広域連合は、関係団体に対し、規約の変更を要請することはできる（同法第291条の3第7項）が、一部事務組合にはこのような規定がないこと。
- ④ 広域連合に対しては直接請求を行うことができる（同法第291条の6）が、一部事務組合に対しては原則としてできないこと。
- ⑤ 広域連合の議会の議員及び長の選挙方法は、直接選挙又は間接選挙によることとされている（同法第291条の5）が、一部事務組合は規約の定めるところにより、選挙又は選任される（同法第287条第1項第5号及び第6号）こと。

広域連合の設立に関する手続きも地方自治法に定められていますが、その概要は次のとおりです。

広域連合の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第284条、第285条の2、第291条の2～第291の13

④ 設置数

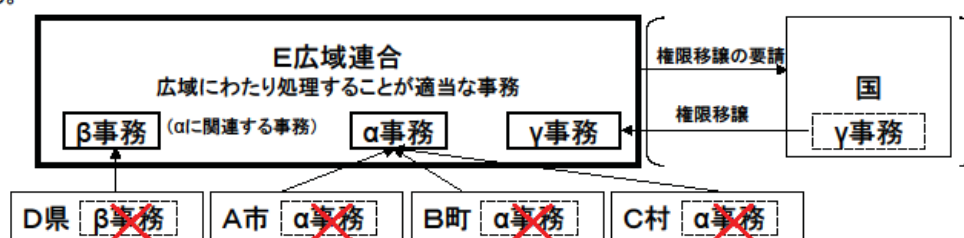
115（構成団体：延べ2,351団体）※H24.7.1現在

② 制度の概要

広域連合は、地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、構成団体の議会の議決を経て、協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体である。

一部事務組合と比較し、国、都道府県から直接に権限等の移譲を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が成立すると、共同処理するとされた事務は、構成団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。広域連合内の構成団体につき、その執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は消滅する。



③ 財源

①負担金 ②手数料 ③その他（地方債など）※税による収入はなし。交付税は、構成団体に対して交付。

第2 委託方式

委託方式は、普通地方公共団体の事務の一部を他の普通地方公共団体に委託して、その普通地方公共団体の長等にこれを管理執行させるものです（地方自治法第252条の14第1項）。

例えばA市がB市に消防事務を委託した場合、A市の消防事務は、原則としてB市の名において行われ、A市は消防事務を処理する権限はなくなることになります。

こうしたことから、委託方式を採用する場合にあっては、関係市町村間で消防の運営を協議する場を設けるなどにより、委託市町村と受託市町村の相互の意思疎通に特に意を用いる必要があります。

委託方式の手続きの概要は、次のとおりです。

事務の委託の制度概要

① 根拠法令

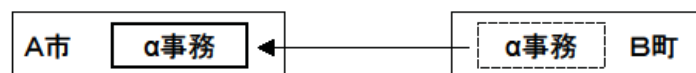
地方自治法第252条の14～第252条の16

② 制度の概要

事務の委託は、普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を、他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務を受託した普通地方公共団体が当該事務を処理することにより、委託した普通地方公共団体が、自ら当該事務を管理執行した場合と同様の効果を生ずる。当該事務についての法令上の責任は、受託した普通地方公共団体に帰属することになり、委託した普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。



③ 財源

委託事務に要する経費は、すべて、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として予算に計上し、負担すべきその経費の支弁の方法は規約の中で定める。

④ 制度活用実績

（平成24年7月1日現在）

	環境衛生	防災	厚生福祉	その他	合計
委託件数	621	357	336	4,354	5,668

第3 各方式の主な特徴及び相違点

共同処理の各制度の概要及び運用状況は次の表のとおりです。

広域連携の仕組みと運用について		
共同処理制度	制度の概要	運用状況(H24.7.1現在)
法人の設立を要しない簡便な仕組み	協議会	○設置件数:191件 ○主な事務:広域行政計画等31件(16.2%)、視聴覚教育25件(13.1%)、消防14件(7.3%)
	機関等の共同設置	○設置件数:400件 ○主な事務:介護認定審査130件(32.5%)、公平委員会113件(28.3%)、障害区分認定審査104件(26.0%)
	事務の委託	○委託件数:5,668件 ○主な事務:公平委員会1,165件(20.5%)、住民票の写し等の交付1,159件(20.4%)、競艇853件(15.0%)
別法人の設立を要する仕組み	一部事務組合	○設置件数:1,546件 ○主な事務:ごみ処理398件(25.7%)、し尿処理352件(22.8%)、消防282件(18.2%)、救急282件(18.2%)
	広域連合	○設置件数:115件 ○主な事務:後期高齢者医療51件(44.3%)、介護認定審査43件(37.4%)、障害区分認定審査30件(26.1%)

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(新産業都市建設事業団(青森県))については、なお従前の例によることとされている。

また、一部事務組合と広域連合の主な相違点は次の表のとおりです。

一部事務組合と広域連合の主な相違点		
区 分	一部事務組合	広域連合
団体の性格	・特別地方公共団体	・同左
構成団体	・都道府県、市町村及び特別区 ・複合的一部事務組合は、市町村及び特別区のみ	・都道府県、市町村及び特別区
設置の目的等	・構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理	・多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入れ体制を整備する。
処理する事務	・構成団体に共通する事務 ・複合的一部事務組合の場合は、全市町村に共通する事務である必要はない。	・広域にわたり処理することが適当である事務 ・構成団体間で同一の事務でなくてもかまわない。
国等からの事務移譲等	-	・国又は都道府県は、その行政機関の長(都道府県についてはその執行機関)の権限に属する事務のうち広域連合の事務に関連するものを、当該広域連合が処理することとすることができる。 ・都道府県の加入する広域連合は国の行政機関の長に(その他の広域連合は都道府県に)、国の行政機関の長の権限に属する事務の一部(その他の広域連合の場合は都道府県知事の事務の一部)を当該広域連合が処理することとよう要請することができる。
構成団体との関係等	-	・構成団体に規約を変更するよう要請することができる。 ・広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告が可能。なお広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければならない。 ・広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置できる。
設置の手續	・関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設ける。	・同左(ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議)
直接請求	・法律に特段の規定はない。	・普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有する者は、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができる。
組織	・議会—管理者(執行機関) ・複合的一部事務組合にあっては、管理者に代えて理事会の設置が可能 ・公平委員会、監査委員は必置	・議会—長(執行機関) ・公平委員会、監査委員、選挙管理委員会は必置
議員等の選挙方法等	・議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任される。	・議会の議員及び長は、直接公選又は間接選挙による。

第3節 消防の広域化と消防指令業務の共同運用の関係

消防庁は、消防力の効率的運用や費用面に節減効果があること等から、消防庁次長通知（平成17年7月15日消防消第141号）により、消防指令業務の共同運用を推進してきました。第26次消防審議会の「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的な対応のあり方に関する答申」（平成25年6月11日）では、「国としては消防の広域化をまずは優先的に推進し、個別事務の共同処理の推進はいわば次の策として位置づけることが適当であると考え。」としつつ「他方、（略）広域化の実現までに時間を要すると認められる地域等については、当面は個別事務の共同処理を推進する等、地域の実情に応じた取組を行うことが重要である。」とされました。

消防指令業務を共同運用する場合、その方式としては、①事務委託、②職員の共同設置、③協議会が考えられます。責任の所在等が明確になるということから、事務委託方式が望ましいとされていますが、関係団体間の関与・負担等が均衡するという観点からか、現在、協議会方式により共同運用している例が多くなっています。

消防指令業務を協議会で運用する場合の責任の在り方に関して、協議会の事務として発せられる指令は関係団体の指令としての効力を有することになると考えられ、仮に指令に瑕疵等があって不法行為の賠償責任問題などが発生したとすると、関係団体がその行為の責に任ずる者と解されており、その責任は原則として各団体の連帯責任と解すべきものと考えられています。

各地域においては、それぞれの地域の実情を踏まえながら、各方式のメリットや課題、各消防長の指揮命令権限の在り方等についても十分に検討し、今後の消防体制がより充実強化される方向での検討が求められます。

第4章 どのような手順で広域化を考えればよいか。

第1節 消防の広域化協議の全体像

まずは、市町村内で、地域の消防力の現況と将来の見通しを整理し、課題を明らかにすることが重要です。広域化の必要性が認められれば、関係する市町村や都道府県の行政関係者等を中心に勉強会等により、広域化の組合せや可能性等について検討し、方向性を定めます。この際、消防の広域化が住民生活に大きな影響を与えるものであることを考えると、行政関係者だけではなく、議会関係者や、必要に応じて住民代表者等も交えて検討を深めることも考えられます。

次に、市町村議会での議決により法定協議会を設置し、広域消防運営計画に定める項目（第5章参照）について協議し、広域消防運営計画を策定します。この場合、構成市町村の議会の議員や学識経験者を法定協議会の会長又は委員として加えることも可能です。なお、広域消防運営計画は、法定協議会ではなく、議会の議決を要しない任意の協議会において策定することも可能です。

関係市町村長が広域消防運営計画を承認し、組合方式の場合は、地方自治法の規定に基づき、議会における議決を経て、知事の許可により正式に広域化が決まります。委託方式の場合は知事の許可は必要ありません。

第2節 広域化に対する姿勢

第1 市町村長、市町村議会議員、消防長、消防職員、市町村長部局等の姿勢

法定協議会を設置するなどして広域化を検討してきたものの、広域化の実現に至らなかった地域においては、改めて、地域の消防を取り巻く環境の変化、将来の人口動態、地域の消防力や消防に要する財政の見通し、今後想定される大規模な災害の可能性などの点について、客観的に分析し、広域化の必要性を再確認し、関係者間で広域化の必要性を共有することが重要です。また、広域化の実現に至らなかった原因を踏まえて、必要に応じて、広域化の対象となる市町村の組合せを改めて検討することも考えられます。また、都道府県に積極的な調整を要請することも考えられます。

消防の広域化を検討する気運がないとする地域においては、まずは、地域の消防力の現況及び将来の見通し、広域化によるメリット等に着目し、これらを消防関係者だけではなく市町村長部局等すべての関係者間で共有するとともに、

広域化により消防力の強化を図ることができる可能性のある対象地域を検討し、広域化に向けた協議を開始する必要があります。

非常備町村は、消防組織法における広域化の推進を機会に、地域における将来の消防体制を地域の関係者と検討し、常備化と合わせて周辺地域との広域化について検討する必要があります。

既に広域化を実現した地域は、現在、広域化に伴う整備事業や各種調整を行っていると思われますが、このような地域においても、広域化の協議の途中で離脱した市町村がある場合や、さらに大きな地域において消防事務を遂行した方が効果的・効率的であると考えられる場合は、さらなる広域化が望まれることもあります。改めて、地域の将来の消防力を見通し、更なる広域化の必要性、可能性がないか、検討することが求められます。

第2 住民から見て

住民の中には、消防の広域化が推進されていることをご存知ない方もいるかもしれませんが、消防が住民の生命、身体及び財産に直接影響を及ぼすことになることから、住民に対しても協議の段階から適時に説明することが必要であり、必要に応じて、住民も交えて議論することも考えられます。

その際、役所・役場は、客観的なデータに基づく現在の消防の体制を維持した場合の将来像や財政状況の現状などを提示することが必要です。

第3節 市町村長のリーダーシップ

第1 信頼関係が鍵

消防の広域化において最も重要な役割を果たすのは、市町村の議会とともにその地域の住民に対し最も大きな責任を有する市町村長であり、そのリーダーシップが広域化の実現の成否を分けます。地域及び住民にとって最善の選択をすべく長期的な視野をもって判断するためにも、関係する市町村長同士の信頼関係の醸成が重要です。

市町村合併やこれまでの消防の広域化の検討の中で、広域化の議論がいったん白紙となった地域においても、あらためて市町村の消防の現況や将来の見通しを勘案し、市町村長のリーダーシップの下に、広域化の協議の再開に向けた取組を行うことが必要です。

第2 消防の広域化論議でつまづく場合

地理的な状況等を勘案すると、広域的に消防事務を実施した方が効果的・効率的であることを、地域の間で認識を共有している場合であっても、関係市町村間の消防力や財政力が大きく異なる場合は、広域化の論議に消極的になる場合があります。

しかしながら、人口減少社会にあって、消防力や財政力が相対的に大きい市町村であっても、将来的に現在の体制で消防力を維持・向上することが困難な地域は多いと考えられます。市町村の行政関係者は、短期的な有利・不利にとられることなく、大局的な視野に立って広域化を検討する必要があります。

また、一部の地域では、恒常的に相互応援に依存している場合もあり、この体制で特段の問題が生じていないために、広域化に取り組む必要性を感じていない場合もありますが、恒常的に相互応援に依存することが住民にとって真に適切なのか、非常時に適切な消防サービスを提供する体制なのか、改めて考える必要があります。

一時の課題を乗り越え、住民に適切な消防サービスを提供する体制を整えることは、住民の生命、身体及び財産に責任を有する各市町村長に求められる責務であると考えます。

第3 消防の広域化論議が具体化する契機

消防の広域化論議が具体化する契機は様々です。特に、大規模災害が発生した地域においては、体制を見直す契機となると思います。しかし、災害が発生し、消防の体制が脆弱だったために、住民の生命、身体及び財産を守ることができなかったという事態は回避する必要があります。

総論として広域化の必要性を認めていたとしても、具体的な一步が踏み出せない場合は、市町村長がそのリーダーシップを発揮できる環境づくりが極めて大事となります。そのために、消防だけではなく、財政担当部局等も加えて、検討する体制を整える必要があります。

第4 確固たる決意

消防の広域化に関して、一番重要なのは、市町村長の広域化にかける決意であり、それを受けて、行政関係者、議会関係者、住民が理解を深め、広域化の必要性を共有することが極めて重要です。

「すべては住民のために」という想いで消防の広域化に取り組み、広域化を

実現した団体もあります。首長の姿勢こそが、広域化を成就させる極めて重要な条件です。

第4節 市町村議会の権限と責任

消防の広域化の最終的な判断機関は、市町村の議会です。法定協議会の設置や規約の議決など、最も重要な場面で意思決定をするのが議会であり、その判断により広域化は決定します。このように市町村議会は、広域化について極めて大きな権限と責任を有するだけに、地域の将来を考え、大局的な見地からの意見調整が強く期待されます。また、市町村長が広域化協議に二の足を踏んでいる場合に、議会が率先して協議の具体的な行動に出ることも考えられます。

第5節 協議の体制

第1 協議会について

地方自治法第252条の2では、普通地方公共団体はその事務の管理及び執行について、連絡調整を図り又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、協議会を設けることができるとされています。そのため、広域化対象市町村は、この地方自治法上の協議会を設けて広域消防運営計画を作成することも考えられます。

第2 法定協議会と任意協議会

法定協議会を設置するためには市町村議会の議決を経る必要がありますが、法定協議会において協議する前に十分に調整をしたいとの意向が働く場合があることなどの理由から、広域化対象市町村の数、人口、規模などによっては、地方自治法上の協議会を設けることなく、まずは、議会の議決を要しない任意の協議会により協議や検討を行ってから法定協議会を設置し、広域化について協議することも考えられます。また、法定協議会を設置せず、任意協議会で広域消防運営計画を作成する事例もあります。

第3 協議会を設置する前に準備すること

協議会を設置するまでの準備作業として次のような手順を踏むことが考えられます。

- ① 関係市町村においてそれぞれ広域化についての内部検討を行う。
- ② 関係市町村間の部課長級等職員（消防本部の部課長や市町村の部課長など）で連絡会を設ける。
- ③ 連絡会で検討された問題を副市長級の協議の場で議論する。

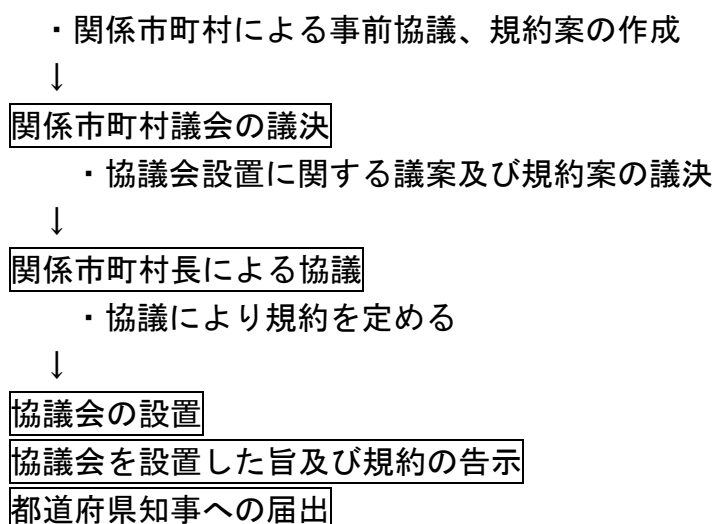
こうした手順を経て、あるいは並行して、

- ④ 市町村長・議長、消防長、学識経験者等（必要に応じ都道府県職員、住民代表等）を加えた協議会を立ち上げる。

これらを参考として地域の実情に即した体制を整え、手順を経て議論を積み重ねることにより、意見を集約していくことが望まれます。

第4 法定協議会設置の手続

地方自治法上の協議会を設置する場合には、地方自治法の規定に基づき、以下の手続が必要となります。



協議会の規約の準則は、参考編を参照して下さい。

地方自治法上の協議会を設けて広域消防運営計画を作成する場合、地方自治

法第252条の3の規定が適用されますが、同条第2項では、「会長及び委員は関係普通公共団体の職員のうちから、これを選任する。」と規定されていることから、この規定を適用すると当該協議会の委員には関係市町村の職員しか就任できないことになります。しかし、消防の広域化が住民生活に大きな影響を与えるものであることを考えると、その協議を行うための協議会の構成員に議会の議員や住民代表を中心とした学識経験者を加えることも重要であることから、地方自治法の特例として、消防組織法第34条第3項の規定により、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができることとされています。

第6節 情報提供の重要性

第1 市町村議会議員や消防職員への情報提供

市町村議会議員は住民の代表であり消防の広域化の実質的な判断機関であることから、広域化の検討の進捗状況を適時に報告することが重要です。

また、当事者たる消防職員等は、広域化により職場の環境や業務の体制が変わることになることから、広域化後の影響について、丁寧に説明する必要があります。

第2 住民に対する情報公開

協議会における議事を公開するかどうかについては、特段の決まりはありませんが、消防の広域化が住民のために行われるものであることを踏まえると、原則公開とすべきだと考えられます。

また、公開することにより、行政の透明性を確保し、もって行政への信頼性が高まることが考えられます。また、住民の関心の高まりに貢献することにつながります。

公開の方法として、インターネットを通じて協議会における検討状況等に関する情報を提供することが一般化しています。各協議会のホームページでは、関係市町村の紹介や協議会委員の構成などの情報や、協議会の配付資料や協議結果、議事録など、多くの情報が公表されています。

第7節 都道府県の役割について

第1 消防組織法上の役割

消防の広域化は市町村の自主的な意思に基づき行われるべきものです。しかし、その実現に際しては必然的に他の市町村との連携・調整・協力が必要となり、広域化を円滑に進めていくためには、都道府県が関係市町村の合意形成のために積極的に関係市町村間の仲介の労をとることなどがが必要です。このことから、平成18年に消防組織法が改正され、都道府県の役割が明確化されました。

消防組織法では、都道府県は市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画を定めるよう努めなければならないとされており、市町村の消防の現況や将来の見通し、広域化対象市町村の組合せ、消防の広域化の推進に必要な措置に関する事項等について定めることとなります。

また、広域化対象市町村の中には、広域化の協議が行き詰まる事態等も想定されますが、そのような事態を打開するためにも、都道府県はより積極的な役割を果たすことが求められています。

さらに、都道府県知事は、市町村に対し、情報の提供その他の必要な援助を行うこととされており、調査研究、普及啓発、職員の派遣等、必要となる援助を行う役割を担っています。例えば、一部事務組合等の設置に関する事務については都道府県の消防担当部局ではなく市町村担当部局が担っていると考えられますので、市町村への援助を行う場合は、必要に応じて、都道府県内の関係部局が連携して市町村に必要な援助を行うことが求められます。

第2 基本指針上の役割

第2章第2節第2で述べたように、平成25年4月1日に基本指針が改正され、都道府県知事は消防広域化重点地域を指定することができるという枠組みが創設されました。都道府県知事が消防広域化重点地域の指定を行ったときは、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容を公表することとしています。

例えば、広域化を推進するための体制の整備、住民及び関係者に対する情報提供・普及啓発等、当該重点地域に対する情報提供、相談対応体制の確保、協議会への職員の派遣、補助金の交付等の財政支援が考えられます。

第8節 国の支援について

国は、都道府県及び市町村に対し、情報の提供その他の必要な援助を行うため、消防広域化推進本部を設置し、消防庁を挙げて消防の広域化を推進する体制を構築しており、市町村からの個別の相談も受けつけています。

また、地域における広域化をめぐる議論が実のあるものとなるよう、都道府県や市町村に加え、一部事務組合や広域連合、協議会等（勉強会等を含む。）各地域の様々な主体からの要請に応じて、消防庁の負担により、消防広域化推進アドバイザー（広域化を実現した消防関係者等）及び消防庁職員を全国に派遣することとしています。

さらに、消防広域化事業に要する経費に対する財政措置を講じています。

各地域においては、これらの支援策を積極的に活用することが期待されます。

第5章 広域消防運営計画の重要項目は何か

第1節 協議会で議論すべき事項について

広域化に当たっては、消防本部及び署所の配置、組織体制、職員の任用・身分取扱い、通信指令システムの統合、財産及び債務の整理等様々な事項を協議調整する必要があります。それらを整理し、広域化のメリットを十分に発揮するために広域消防運営計画を定めることとします。協議会において議論すべき事項の中心となるのは、広域消防運営計画に定めることになる項目です。

広域消防運営計画とは、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画であり、消防組織法第34条に定められています。広域消防運営計画に盛り込むべき事項は、関係市町村の間で、地域の実情に応じ、関係市町村の自主的な判断により決定されるものですが、同条において、特に重要であると考えられる事項について例示されており、具体的には、次の7つの項目が基本的な事項であると考えられます。

第2節 基本7項目

第1 広域化の方式及びスケジュール

消防の広域化は、消防事務を処理する一部事務組合、広域連合又は事務委託のいずれかの方式を用いて行われることになります。これらの方式の特徴や相違点等については、第3章第2節を参照してください。

広域化の方式は最も基本的な事項であり、その後の協議の土台をなすものであることから、優先して議論されるべき事項であると考えられます。一方、広域化前後の消防力や財政負担等についてシミュレーションした上で広域化の方式を検討する必要があるという考え方もあることから、協議会において様々な角度から検討した段階で広域化の方式を選択することも考えられます。

また、広域化のスケジュールのポイントとしては、合意形成に要する期間、住民に対する周知期間、広域化時に予定される事務事業又は公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長等の任期、システムの統合時期等を総合的に勘案して判断されるものだと考えられます。

第2 広域化後の組織

広域化後の消防本部の位置及びその名称については、広域化後の市町村の消防に関する重要な事項であるため、協議事項として消防組織法において例示されています。その他、消防本部の内部組織、消防署所の名称・配置・管轄区域、指令センター・部隊の運用方法、職員の勤務形態などについて協議する必要があります。

第3 職員の処遇等

広域化後の職員定数、採用計画、身分（処遇、階級）、給与（諸手当を含む）、福利厚生、教育・訓練・研修等について協議する必要があります。

消防吏員の階級は消防活動を効率的に行うため、消防吏員の指揮統率上必要不可欠なものであり、全国的に統一性を確保するよう、消防組織法第16条第2項に基づき、消防吏員の階級の基準（昭和37年5月23日消防庁告示第6号）が定められており、特に消防長の階級については、消防吏員数又は人口によってどの階級を適用すべきかが定められています。なお、消防長と同じ階級を有する消防吏員を同一の消防本部内に置くことはできませんが、平成18年に消防組織法が改正された際に、広域化の経過措置として例外規定が設けられ、広域化前に消防長であった者は消防吏員でなくなるまでは従前用いていた階級を用いることができる旨の特例を定めることができるとされています。

第4 施設整備

広域化後の消防庁舎や消防車両等の整備計画について協議する必要があります。なお、これらの整備計画を広域消防運営計画に盛り込む場合もありますが、広域化後に、広域消防運営計画とは別にこれらの整備計画を作成する場合もあります。

第5 経費負担等

消防に要する経費としては、人件費、消防本部・署所運営経費、施設等整備に要する経費等が考えられます。これらの経費を広域化後の構成市町村でどのように負担するか、その考え方は地域の実情により異なります。

例えば、人件費や消防署所の運営経費は広域化前の消防本部の区分により負担し、共通経費である消防本部の運営経費については、構成市町村の基準財政

需要額や人口などの比率により負担することも考えられます。

市町村の財政当局にとっては、広域化により財政負担が増加することを懸念する場合もあると考えられますが、広域化により消防力の増強が図られ、以て住民サービスが向上することから、経費負担が増加することから広域化に反対するとう結論を導くのではなく、市町村長を含めて、将来の消防力を十分に勘案して検討する必要があります。

いずれにせよ、経費負担の在り方が広域化の成否を決めると考えられることから、常に広域化の趣旨や目的を念頭に置きながら、柔軟な態度で臨むことが必要です。

第6 消防団との連携確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという性格上、消防組織法に基づき推進する広域化の対象とはされておらず、一市町村に一団を置くことを原則としています。消防団の事務を処理する体制については、各市町村長部局で処理する場合や、消防本部（単独又は組合等）で処理する場合があるところ、広域化に当たっては、市町村と消防団との関係等地域の実情に応じて、検討する必要があります。

いずれにせよ、広域化後も消防本部と消防団の緊密な連携を確保することが必要です。これらの連携の確保の具体的な方策の例は基本指針に定められており、これらを参考にして、地域の実情に応じた連携確保の方策を検討し、広域消防運営計画に定めることになります。

第7 防災・国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護に関する事務は消防事務と密接な関係性を有しており、常に連携を確保・維持すべきですが、当該部局と広域化後の消防本部の設置主体が異なることから、これらの間の緊密な連携を確保する方策を事前に定めておくことが必要です。

これらの連携の確保の具体的な方策の例は基本指針に定められており、これらを参考にして、地域の実情に応じた連携確保の方策を検討し、広域消防運営計画に定めることになります。



第2部 実務編

第1章 広域化実現までの手続の概要

広域化実現までの手続の概要は次のとおりです。（基礎編第4章第1節・第5節参照）

市町村ごとに消防力の確認

- ・ 地域の消防力の現況と将来の見通しの整理、課題の把握



関係市町村間による事前協議

- ・ 都道府県推進計画に基づく広域化対象市町村による方向性の検討
- ・ 協議会設置に係る所要事項の協議
- ・ 協議会規約案の作成



関係市町村議会の議決

- ・ 協議会設置に関する議案及び規約案の議決



関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める



協議会の設置

- ・ 協議会を設置した旨及び規約の告示
- ・ 都道府県知事への届出
- ・ 広域消防運営計画の作成



関係市町村間による事前協議

関係市町村議会の議決

- ・ 組合設置又は事務委託に係る規約案の議決



関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める



（組合設置の場合）

- ・ 都道府県知事の許可

組合設置

- ・ 組合を設置した旨及び規約の告示

（事務委託の場合）

事務委託

- ・ 事務を委託した旨及び規約の告示
- ・ 都道府県知事への届出

第2章 協議会設置までの手順

任意協議会でも広域化に向けた協議や広域消防運営計画の作成は可能ですが（基礎編第4章第5節参照）、本章では法定協議会の設置までの手順について説明します。

第1節 手続の流れ

協議会を設置する場合には、地方自治法の規定に基づき、以下の手続が必要となります。

- ・ 関係市町村による事前協議、規約案の作成

↓

関係市町村議会の議決

- ・ 協議会設置に関する議案及び規約案の議決

↓

関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める

↓

協議会の設置

協議会を設置した旨及び規約の告示

都道府県知事への届出

第2節 協議会の規約

協議会の設置に当たっては、関係市町村の議会の議決を経て規約を定めることとなりますので、協議会規約案について関係市町村間であらかじめ協議を行う必要があります。

協議会の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければなりません。

- ① 協議会の名称
- ② 協議会を設ける普通地方公共団体
- ③ 協議会の管理し及び執行し、若しくは協議会において連絡調整を図る関係普通地方公共団体の事務又は協議会の作成する計画の項目

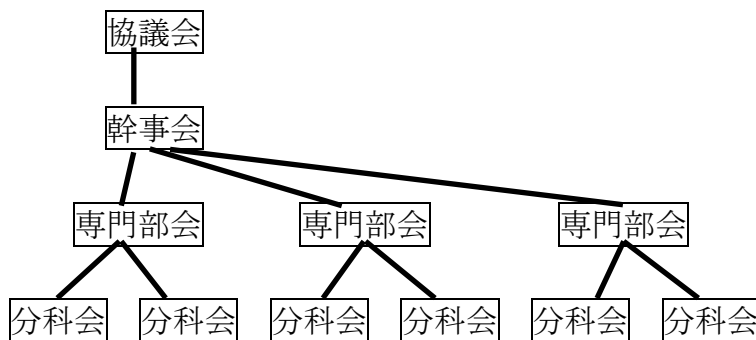
- ④ 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法
- ⑤ 協議会の経費の支弁の方法

規約の例は第3部資料編を参照してください。

第3節 協議会の組織

第1 協議会組織体系図

協議会の組織体系図の例は次のとおりです。



専門部会や分科会は協議事項に応じて設置することになります。

第2 協議会（本体）の構成例

協議会は、例えば、市町村長、副市町村長、消防長、消防団長、各市町村議会議員、学識経験者等により構成することが考えられます。また、協議会の役割は、次の事項が考えられます。

- ・ 広域消防運営計画の決定
- ・ 広域化に関する各種協議 等

第3 幹事会の構成例

幹事会は、例えば、副市町村長、消防主管部課長、消防長、消防団長等により構成することが考えられます。また、幹事会の役割は、次の事項が考えられます。

- ・ 事務レベルの最高機関としての調整
- ・ 協議会会議の議案調整
- ・ 協議会運営の総合調整
- ・ 各種スケジュール調整
- ・ 専門部門間調整 等

第4 専門部会の構成例

専門部会の種類は、例えば、総務部会、警防部会、通信部会、予防部会等が考えられ、その種類に応じて、消防主管部課長、関係課長等により構成することが考えられます。また、専門部会の役割は、次の事項が考えられます。

- ・ 現況調査のとりまとめ
- ・ 調整原案のとりまとめ
- ・ 分科会間の調整進行管理 等

第5 分科会の構成例

分科会の種類は、例えば、人事、給与、予算、財政、例規、警防、救助、救急、通信、火災予防、火災調査、査察、指導、危険物等が考えられ、その種類に応じて、消防主管課長、関係課長、係長等により構成することが考えられます。また、分科会の役割としては、次の事項が考えられます。

- ・ 現況調査の作成
- ・ 調整原案の作成
- ・ 事務担当者レベルの調整 等

第6 事務局

広域化の協議において、事務局が果たす役割は大きく、協議の準備段階からしっかりした体制にし、それぞれの部課の業務をよく知っていて、各部課の中核を担うような人材を事務局に配置する必要があります。

協議会はその法的性質上、固有の職員を有しないので、関係市町村の職員をもってその事務を処理することになります。したがって、例えば、関係市町村長が協議により協議会の職員の定数及び各市町村の定数配分を定めた上で事務局の職員に発令し、事務に従事させることになります。

第7 協議会の事務所をどこに置くか

協議会の事務所の位置が協議会設置に当たって問題となる場合があります。協議会の会長が関係市町村の首長である場合には、当該市町村に事務所を置くことが多いのですが、その位置が協議の主導権をどこが握るかという問題と同一視されてしまい、事務所の設置に当たってはこの点に配慮が必要な場合があります。

例えば、協議会の事務所を設置する市町村と、広域化の準備のための事務所を設置する市町村を別にするなどの方法も考えられます。また、協議会の開催会場についても、関係市町村からの交通利便性等も配慮しながら、持ち回りで開催するなどの方法も考えられます。

第8 誰が協議会の会長となるのか

協議会の事務を掌理し協議会を代表する者が会長です。

誰が会長になるかはケース・バイ・ケースですが、関係市町村長のうち当選回数・年齢等の高い者や、人口規模等を勘案することが想定されます。また、逆に、円滑な協議をするために、当選回数の少ない市町村長や小規模市町村の首長を選ぶことも想定されます。

また、学識経験者が会長となることも可能ですので、長期的な視点や中立的な立場の調整を期待して、関係市町村の外部の者を会長に充てることも考えられます。

いずれにせよ、会長は協議会の事務を掌理し、協議会を代表する立場から、リーダーシップを発揮する必要がありますので、これに留意しつつ、皆が納得するルールにのっとって充てるべきと考えます。

第4節 住民意向調査

広域化に関する住民の意識を探るのが住民意向調査です。何について、どのような方法で調査し、その結果をいかなる形で活用するかは、協議がどの段階にあるかで異なってきます。

協議の初期の段階では、広域化に対する認知度や広域化した場合の市町村に何を期待するかなど、住民の広域化に対する意識や要望を把握することが考えられます。

住民意向調査を実施する際は、住民に提供される情報の客観性や公平性も重

要です。

第5節 協議会の開催回数、開催時期はどれくらいか。

協議会における協議期間に合わせて広域化の期日が決まる事例や、広域化の目標期日があって協議会における協議が本格化し、期日に合わせて協議スケジュールを決定している事例などがあります。協議や調整に要する日数、分科会等における作業量などを考慮した上で、拙速とならないための協議回数及び期間が必要です。

また、広域化を実現した事例をみると、協議会を設置してからおおむね2～3年程度で広域化を実現しています。広域化の推進期限が平成30年4月1日とされていることも踏まえ、準備期間も含めて、効果的・効率的に協議が進められるスケジュールを設定する必要があります。

第3章 協議会の事務の流れ

第1節 特に留意すべき点について

協議会の事務の流れにおいて、特に留意すべき点として、以下のような事項が挙げられます。

- ・適切なスケジュールを作成し、その管理に留意すること。特に、関係する全ての市町村長のスケジュールを調整するのは困難であると想定されることから、年度計画として協議会の開催日を確保すること。
- ・協議会において協議すべき事項と、幹事会、専門部会等において調整する事項の整理を行うことで、協議会において協議すべき事項を重要事項等に絞り込み、効果的・効率的な協議を進めること。
- ・協議会運営全般にわたり、他の地域の事例（特に地域特性や関係市町村数などが類似した事例）の情報を収集し、参考とすること。
- ・協議の透明性を高め、住民や地域団体等に積極的・効果的な情報提供を行うこと。
- ・近年、協議等を行ってきた団体においては、その経験と蓄積を活かした取組を行うこと。

第2節 協議会設置の準備期間

各市町村の消防主管課長等からなる協議準備会をできるだけ早く立ち上げる必要があります。他の地域の事例の資料等を収集・勉強することにより、早急に協議の全体像を把握するとともに、協議会設置後直ちに本格的な作業に取りかけられるよう、以下の作業を行う必要があります。

- ・協議会事務所の確保
- ・協議会会長・委員人選の支援
- ・協議会規約案の作成
- ・各市町村へ協議会設置議案提出の要請
- ・事務局予算案の作成
- ・各市町村の負担金額案の作成
- ・各市町村へ協議会関係補正予算案提出の要請
- ・当該協議会と地域特性、関係市町村数等が類似していると考えられる他の事例における協議の進め方等に係る情報の収集 等

また、組織体系図、職員配置図、スケジュール表、協議フロー等の資料を具体的に作成し事前に職員に周知することにより、全職員が組織体制及び作業の全体像・目的・内容・手順を明確に理解できるようにする必要があります。

第3節 広域消防運営計画の協議期間

まずは、広域消防運営計画の項目として、基礎編（第5章第2節）で示した基本7項目（広域化の方式及びスケジュール、広域化後の組織、職員の処遇等、施設整備、経費負担等、消防団との連携確保、防災・国民保護担当部局との連携確保）を中心に広域化に向けて協議する必要がある項目を決定します（実務編第4章参照）。協議会においては、これらの項目を並行して協議していくこととなります。なお、組合設置又は事務委託に係る規約を協議会の審議事項にすることも考えられます。

第4節 新体制への移行期間

広域化後の新体制へ移行するにあたり準備事務局を設置することになりますが、協議会の事務局を広域消防運営計画作成後も広域化の期日まで存続させ、当該協議会事務局が新体制移行の準備を行う事例もあります。なお、協議会を廃止しようとするときは、地方自治法の規定により、関係市町村の議会の議決が必要です。

当該準備事務局において、協議会で決定した調整事項等について具体的な調整・準備作業を行います。特に、例規等の制定・改正には多くの時間を要することに留意しなければなりません。専門部会等ごとに制定・改正しなければならない例規を抽出し、例規の内容や制定・改正時期について決定します。

また、職員への内示を早めに行うことにより新体制へのスムーズな移行が可能となります。特に、指令センターに勤務予定の職員は、管轄内の地水利、指令装置操作等の研修を行う必要があります。

第4章 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

広域化実現のため必要な協議項目については、広域化対象市町村の状況等により様々なものが考えられますが、一般的には次のような項目について協議する必要がありますと考えられます。広域化に係る協議の際に、これらの事項について十分協議の上、可能な限り具体的に広域消防運営計画において定めることが望まれます。

第1節 広域化の方式及びスケジュール

第1 広域化の方式

一部事務組合、広域連合又は事務委託など、いずれの方式で行うかを検討します。

広域化対象市町村の数や規模、各消防本部の現状の体制などを踏まえ、各方式について比較検討を十分に行った上で、最も適切と考えられるものを選択します。

なお、組合方式の場合は、例えば、組合議会の運営などの事務が新たに生じる場合もあることから、これらの事務に対する構成市町村の具体的な支援方針を取り決めておく必要があると考えられます。

第2 スケジュール

選択した方式による広域化に必要な法的手続や以下に掲げる各協議項目についての調整・決定と準備・実行の手順など、広域化実現に向けての具体的なスケジュールを検討し、項目ごとの目標年次や予定時期を示した全体計画を策定します。

第2節 組織

第1 消防本部

ア 位置

広域化後の消防本部の位置については、新たな管轄区域についての地理・人口、都市構造、交通・通信などの諸状況や広域化前の各消防本部や広域化後の署所の位置、各本部庁舎の耐用年数、移転・改築して設置する場合の費用等を勘案し検討する必要があります。

イ 名称

広域化後の新しい消防本部の名称を検討します。一部事務組合等による消防本部の場合、その名称が長くなる傾向がありますが、住民にとっての呼びやすさや分かりやすさ等も考慮して、なるべく簡素な名称とするような配慮も必要です。

ウ 組織

広域化のメリットを最大限に生かすために、次のような点に留意して検討する必要があります。

- ① 総務・指令部門の人員を集約効率化し、警防、救助、救急、予防等住民に対して直接消防サービスを提供する現場部門を充実させることに配慮し、課・係の設置、分掌事務、定員配分などについて検討すること。
- ② 本部で行う管理的業務と各消防署の庶務業務などのように他機関と重複する可能性のある業務について分担を整理すること。

エ 権限

広域化後は、管轄区域が広くなり組織も大きくなることから、例えば、現場指揮権や査察執行体制及び消防団事務等について本部と消防署の権限を明確にしておく必要があります。

オ 部隊運用等

広域化後の署所の配置や人員・車両の体制などを踏まえ、全ての消防事象に対し、迅速かつ効果的な消防活動が統一的に実施できるよう、平時の災害及び大規模災害への出場体制、部隊運用等について検討し、活動計画を策定して下さい。検討に当たっては、以下の内容に加えて、必要に応じて、各種応援体制やメディカルコントロール体制等についても検討します。

- ① 災害規模に応じた出場車両及び台数の選定について
- ② 消防戦術に関することについて
- ③ 無線用語の統一など災害通信に関することについて等

カ 指令センター

指令センターについては、災害現場活動の初動の根幹を担う組織であることから、次のような点に考慮して検討する必要があります。

- ① 広域化前の各本部の指令センターの状況の把握
指令台の規模と機能、設置（更新）年月、指令要員の数、勤務形態、指令件数等
- ② 広域化後の指令センターの設置計画について
既存の指令センターの活用の可能性、指令センターの新設の必要性、備えるべき高度機能、通信条件・環境等
- ③ 指令センターの運用について
要員の数、勤務形態、指令センターの権限

第2 消防署

ア 管轄区域

消防署や出張所は迅速で効果的な消防サービスを提供することが求められる第一線の機関であることから、全体として現場到着時間の短縮に繋がるとともに、より効果的な消防活動が可能となるよう管轄区域設定を検討する必要があります。

イ 消防署等の配置

広域化後の消防本部の管轄区域や管内の消防署所の配置の現状をもとに、出動体制、到着時間区域、管内の地理・交通状況等を踏まえて、適切に署所等を配置するように検討してください。

また、市街地に該当しない地域に署所を新たに設ける場合は、消防団や既設署所との連携などを考慮し、地域実情に応じた署所の規模と配置を検討してください。

ウ 非常備町村への署所の配置等

非常備町村に新たに署所を設ける場合は、人口世帯数、市街地、火災・事故件数、消防団活動など、その町村の状況を勘案して署所の配置を検討してください。

市街地に該当しない地域の場合は、前記イに加え、駐在所や分遣所等の設置等の効果的な手法についても検討してください。

エ 名称

消防署所の管轄区域や設置場所などを踏まえ、名称を検討します。

住民にとって分かりやすいこと、また変更に伴う混乱が生じないように配慮する必要があります。

第3 勤務形態

広域化前の各消防本部の勤務形態（例えば2交替制か3交替制か等）や、新しい本部の人員配置計画、変更となる職員への影響などを踏まえて、効果的な消防活動を確保するため、どのような形態を選択するか検討してください。

第4 人員配置及び採用計画

ア 広域化後の定員配置

住民サービスの向上を図る観点から、警防、救助、救急、予防などの現場部門の充実につなげるとともに、本部及び各署所にその組織や業務に見合った定員数を適切に配分するように検討してください。

イ 採用計画

職員の年齢別構成が均衡のとれるように、現在の職員構成を分析し、今後の退職者の見込みや総定員数の計画を踏まえ検討してください。

ウ 職員の配置

各所属の職員の年齢構成のバランスや保有資格、職員の通勤、参集の条件なども考慮し、新本部としての一体性の早期確保が図られるよう各職員の配置案を検討してください。

第3節 職員の処遇等

次のような事項について、消防職員委員会制度を活用するなど職員の意見も聞いたうえで検討してください。

第1 任用

広域化により消防本部の主体が変われば、例えば、市の職員から一部事務組合の職員になるなど、職員の任命権者や所属団体も変わることになります。組合方式、委託方式など選択した広域化の方式に伴う、任命権者や身分の異動の有無について整理してください。職員の所属団体が変わる場合には十分に説明を行ってください。

第2 給料

新たに適用する給料表や、それに基づく個々の職員の号級の決定等について検討してください。各団体の給料表の制度やその運用を踏まえ、経過措置を設けて段階的に適用している例もあります。

なお、消防職員に適用されている給料表は、行政職給料表と国の公安職給料表に準じた給料表がありますが、消防職員については、その職務の危険度並びに勤務の態様の特殊性等に鑑み、国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましく、その旨、国から通知が出されていること（昭和26年3月16日国消警発第58号国家消防庁管理局長）も参考としてください。

第3 諸手当

特に出勤手当等各団体の特殊勤務手当の支給実態を踏まえ、適切な手当の種類、金額等を検討してください。

第4 階級

消防吏員の階級は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定めるとされており、消防庁の告示で階級の種類と管轄人口や消防吏員数に応じた消防長の階級の基準が定められています。この消防長の階級を最上位として、新しい本部の職務分類等に応じた、階級を定める必要があります。

なお、広域化が行われた場合、広域化が行われる前に消防長であった者が消防吏員でなくなる日までの間、従前用いていた階級を用いることができるとする経過措置が消防組織法に設けられています。

第5 教育、訓練、研修等

広域化のメリットとして、救急救命士等の専門スタッフの充実があげられます。広域化により職場の規模が大きくなり職員数も多くなることから、初任教育、救急救命士等の業務に必要な資格取得や消防学校等への研修派遣等の充実について長期的な視点も踏まえながら検討してください。

第6 貸与物品

制服をはじめとする現在の各本部の貸与物品の種類、形状、貸与期間等を踏まえ、広域化後の貸与物品の形式の統一等について検討してください。

第4節 施設整備

第1 消防施設計画

現在保有している車両や資器材の供用可能年数、新本部体制の下での配備予定数などを勘案し、整備費用の見通しも含めた中長期的な消防施設等の整備計画について検討してください。従来整備できなかった高度な設備等の導入についても、あわせて検討してください。

第2 通信施設

広域化に伴い、既存の指令センター施設の耐用年数・機能等を考慮し、管轄人口に見合った指令センターの位置・規模・機能を検討してください。あわせて、指令センターの規模が大きくなるため、バックアップ体制の確保など、保守体制の強化についても検討してください。

また、使用する消防救急無線の波数及び周波数について、都道府県で策定された消防救急無線の広域化・共同化の整備計画等も見据えて検討してください。

第5節 経費負担等

第1 経費負担方法

負担割合については、基準財政需要額の割合で負担する方法、人口割合で負担する方法、基準財政需要額割合と人口割合の両方を勘案して負担する方法等いろいろな方法が考えられますが、構成市町村で十分に検討してください。

なお、共通経費、庁舎建設や車両整備等の投資的経費など、経費の種類により負担方法を別に定めることも考えられます。

第2 財産の取扱い

広域化前の各消防本部の建物、土地、車両等の財産や施設の整備に伴う地方債等の債務について、広域化後の消防本部にどのように引継ぐかについて検討してください。

第3 財政計画

広域化前後の財政負担の相違も広域化の成否を決める大きな要素の一つであることを踏まえると、適切な財政シミュレーションを行うことは極めて重要です。市町村長や財政当局も含めた全ての関係者が、人口減少社会における地域の将来の消防力の見通し等を踏まえ、広域化の目的・必要性等を十分に認識した上で、長期的な視点に立ち、財政シミュレーションを行う必要があります。消防広域化推進アドバイザーの助言を参考にすることも可能です。

第6節 消防団等との連携確保

第1 通常時の連携体制

消防本部を広域化した場合にも、引き続き両者の連携を確保するための方策として、

- 常備消防の管轄区域の複数の消防団の団長の中から、連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整の確保
- 平素からの各消防団合同又は消防本部を含めた訓練等の実施
- 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
- 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保

等が考えられるところであり、地域の実情に応じて両者の連携確保を図る具体的な方策を検討してください。

また、消防に関する民間団体と連携している場合は、広域化後におけるその連携方法等について検討しておく必要があると考えられます。

第2 災害時の連絡体制

災害発生時等の消防団や自主防災組織等との連絡手段や体制について検討してください。

第7節 防災・国民保護担当部局との連携確保

災害や有事の時には、消防職員と市町村の防災・国民保護担当部局の職員との連携が特に重要です。そのために、市町村の管内情勢を熟知し、実際の災害現場の状況を逐次把握している消防本部の幹部が市町村災害対策本部の本部員となることも、一つの有効な方法であると考えられます。なお、市町村災害対策本部の本部員については、これまで市町村の職員のうちから任命することとされており、組合方式や委託方式の場合は、その区域を管轄する消防長等をあらかじめ災害対策本部を設置する市町村の職員に併任する必要がありましたが、平成25年6月21日に災害対策基本法が改正され、併任の発令なしに、当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指定する消防吏員を市町村災害対策本部の本部員とすることができるようになりました。

その他にも、

- 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
 - 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
 - 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
 - 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
 - 総合的な合同防災訓練の実施
 - 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
 - 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保
- などの方法も考えられます。

これらを参考に、広域化した場合の災害対策基本法の考え方に留意しつつ、災害時、平時を通じた両者の連携確保等を検討してください。

第5章 新体制へ移行するまでの具体的な手続

新体制へ移行するまでには、地方自治法の規定に基づき、以下の手続が必要となります。

- ・ 関係市町村間による事前協議

関係市町村議会の議決

- ・ 組合設置又は事務委託に係る規約案の議決

↓

関係市町村長による協議

- ・ 協議により規約を定める

↓

(組合設置の場合)

- ・ 都道府県知事の許可

組合設置

- ・ 組合を設置した旨及び規約の告示

(事務委託の場合)

事務委託

- ・ 事務を委託した旨及び規約の告示
- ・ 都道府県知事への届出

新体制へ移行するまでに、協議会で決定した様々な調整事項について具体的な調整・準備作業を行うこととなりますが、本章では、主に、地方自治法において規定されている内容に沿って説明します。

なお、特にこれらの手続については、市町村の首長部局や都道府県が積極的に支援することが期待されます。

第1節 一部事務組合の設置手続

協議会等において一部事務組合の設置に係る規約案を作成します。関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村間の協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設置します。

なお、消防組合の構成市町村数を増加させる場合や消防組合以外の組合が処理する事務に消防事務を加える場合も、同様の手続が必要となります。

第1 規約案の作成

一部事務組合の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければなりません。

- ① 一部事務組合の名称
- ② 一部事務組合の構成団体
- ③ 一部事務組合の共同処理する事務
- ④ 一部事務組合の事務所の位置
- ⑤ 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ⑥ 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法
- ⑦ 一部事務組合の経費の支弁の方法

規約例については、第3部資料編を参照してください。

第2 関係市町村の議会の議決

地方自治法の規定により、関係市町村が一部事務組合を設置するときは、その議会の議決を経なければなりません。議会の議決は関係市町村の協議に先だって行われるところ、議決の対象は協議の内容にまで及ぶものであることから、議案には規約案を添付する必要があります。

なお、一部事務組合の設置に加え、構成市町村の数の増減、共同処理する事務の変更、一部事務組合の規約の変更、一部事務組合の解散及び財産処分の場合に必要とされる協議については、関係市町村の議会の議決を経る必要があります。

第3 関係市町村の協議

関係市町村の長は、議会の議決に基づいて協議を行い、規約を確定させることとなりますが、実際には、議会の議決前に関係市町村間で事実上の協議を行うこととなります。なお、地方自治法上の協議が整ったことを示すためには、関係市町村の長の連名による協議書を作成します。

第4 設置の許可

地方自治法の規定により、一部事務組合の設置については都道府県知事の許可が必要です。関係市町村の長は協議によって定めた規約を添えて都道府県知事に申請します。

第2節 広域連合の設置手続

第1 設置手続

広域連合の設置手続は、おおむね一部事務組合と同様であり、関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村間の協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て、広域連合を設置します。

第2 一部事務組合との違い

広域連合は、事務の共同処理という性格だけにとらわれることなく、政策・事務の広域的な連絡調整や総合的かつ計画的な対応・処理という目的のため、国・都道府県からの事務・権限の受入体制としての機能を果たすことも含めて制度化されたものであって、①住民をも構成員としていること、②組織する地方公共団体に対して一定の勧告ができること、③国・都道府県の事務の配分も受けることができること等が、一部事務組合と異なる仕組みです。

具体的には、例えば、①広域連合の場合は広域にわたる総合的な計画（広域計画）を作成しなければならないこと、②一部事務組合の管理者には認められている充て職が広域連合の長には認められず広域連合の選挙人の直接投票又は構成団体の長による選挙に限られていること等が、一部事務組合と異なります。また、広域連合の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければならないとされており、一部事務組合と一部異なります。

- ① 広域連合の名称
- ② 広域連合を組織する地方公共団体
- ③ 広域連合の区域
- ④ 広域連合の処理する事務
- ⑤ 広域連合の作成する広域計画の項目
- ⑥ 広域連合の事務所の位置
- ⑦ 広域連合の議会の組織及び議員の選挙の方法
- ⑧ 広域連合の長、選挙管理委員会その他執行機関の組織及び選任の方法
- ⑨ 広域連合の経費の支弁の方法

第3節 事務委託の手続

事務委託の手続は、協議会設置の手続（実務編第2章参照）と同様であり、関係市町村の議会の議決を経て、関係市町村間の協議により規約を定め、事務を委託（受託）した旨及び規約を告示するとともに、都道府県知事へ届け出ます。なお、都道府県知事の許可は不要です。

事務委託の規約は、地方自治法の規定により、次に掲げる事項につき規定を設けなければなりません。

- ① 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- ② 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ③ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ④ 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

第4節 その他

第1 例規の見直し及び予算の準備

新たな体制で消防事務を処理するためには、条例を含む例規の制定・改正及び予算が必要となります。

例規については、協議会の専門部会等ごとに制定・改正しなければならないものを抽出し、その内容や制定・改正時期について検討しておきます。制定・改正の準備に要する事務量は膨大になることが想定されますので、計画的に準備する必要があります。

第2 長及び議員の選出 選任準備

一部事務組合の場合、その議員の選挙の方法及び管理者の選任の方法は規約事項とされており、議員については関係市町村の議会において議員の中から選挙するという場合が多く、また、管理者については、関係市町村の長の職にある者をもって充てる（いわゆる「充て職」）又は関係市町村の長の互選による、とする場合が多くなっています。

広域連合の議会の議員及び長の選挙の方法も規約事項とされていますが、住民の直接投票か、関係市町村の議会の議員又は長の選挙により選出されなければならない、充て職は認められていません。

第3 職員の身分の移管

組合の執行機関の職員に関する事項は規約事項とされており、職員を置くことやその選任方法、定数について規約で定めることになります。一般的に、職員は一度構成市町村を退職した上で、組合が当該職員を採用することが想定されます。なお、組合の執行機関の職員は構成市町村の職員を兼ねることができる旨地方自治法で規定されており、構成市町村の職員を組合に併任させ、新規採用職員については組合で採用することとしている事例もあります。

組合の消防職員の階級については、新体制の下で「消防吏員の階級の基準」（消防庁告示）に従う必要があります。

第4 住民への周知

新体制への移行にあたり、広域化の方式に応じて、次の法律事項を踏まえ、住民に周知することになります。

一部事務組合の場合は、地方自治法においてこれを一般に周知する手続は明記されておらず、また、規約を告示することは法的に要求されていませんが、一部事務組合の成立とその規約の内容は告示することが適当です。

広域連合の場合は、都道府県知事はその設置を許可したときはただちにその旨を公表すること及び広域連合の長は規約が定められたときは速やかにこれを公表しなければならないことが地方自治法に規定されています。

事務の委託の場合は、規約を告示することが地方自治法に規定されています。この他、ホームページや広報誌等により、住民に周知することが考えられます。

第6章 都道府県・国の役割

第1節 都道府県の役割

広域化対象市町村において協議が行われる段階の都道府県の役割について説明します。

第1 必要な調整

消防組織法第33条第4項では、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあった場合、市町村の消防の広域化に関し、市町村相互間の必要な調整を都道府県知事が行うことを規定しています。

「必要な調整」とは、広域化対象市町村から求めがあったときは、都道府県が、当該市町村と当該市町村が消防の広域化を行う相手方と想定している市町村との間の広域化に関する事項について、幅広く仲介、連絡調整等を行うことを意味しています。具体的には、関係市町村相互間の話し合いが行き詰まった場合などに都道府県が積極的に調整に乗り出すこと等が想定されます。

なお、都道府県が行動を起こす契機となる「市町村の求め」については、市町村長限りで行うことができるものであり、議会の議決等は必要ありません。

第2 勧告

消防組織法第38条において、「都道府県知事は、必要に応じ、消防に関する事項について、市町村に勧告」することができるとされています。ここでいう消防に関する事項とは、消防に関する一切の事項とされており、消防の広域化に関する事項についてもその対象となります。

平成18年の法律改正により、都道府県の広域化に関する法的な位置付け及び役割が明確にされ、都道府県による消防の広域化への積極的な取組が一層期待されるところです。

広域化対象市町村の中には、広域化の協議を始めたものの、様々な事情で協議が行き詰まり、広域化の是非を含めた協議自体が行われない状態に陥ってしまうこともあり得ます。そのような状態が長く続くと、協議を進めることはより難しくなり、十分な議論を経ないまま協議が頓挫してしまう可能性が高くなります。

そのような事態を打開するためにも、より積極的な役割を果たすこととなった都道府県知事が地域の実情を十分勘案のうえ、協議を推進するよう勧告する

ことも広域化の推進には有効です。

具体的に勧告を行う場面としては、広域化対象市町村が、推進計画に基づく広域化の協議を全く行っていない場合、協議が止まっている場合又は協議の進展が遅く基本指針の期限までに広域化の見込みが立たない場合等が考えられます。このような状況において、協議を開始し、協議を再開し又は協議を速く推進する等のために必要な措置を勧告することができます。

「必要な措置」の内容としては、具体的には、

- ① 協議を開始すること
- ② 広域化までのスケジュールを考慮して広域化の方式や消防本部の位置及び名称等を一定の時期までに協議すること
- ③ 全会一致を必要とする条件のため協議が事実上止まっているときなどに意見決定方式について再度協議すること
- ④ 広域化の協議について事務局が基となる案を示して議論を推進すること
- ⑤ 基本指針の期限が迫っている場合に頻度を増して協議を行うべきことなどが考えられます。

第3 重点地域の指定

平成25年4月1日に基本指針が改正され、推進計画に定める組合せを構成する広域化対象市町村のうち、まずは広域化の必要性がより高い小規模消防本部所在市町村・非常備町村や広域化の気運が高い地域の広域化を実現することを通じて推進計画上の組合せの広域化を着実に推進するため、国・都道府県の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みが設けられました。

重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見その他地域の実情を勘案して都道府県知事はその判断により行うものであり、重点地域の指定の対象となる地域の具体的な目安としては、例えば以下のようなものが考えられます。

- ①「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
 - ・当該地域内に管轄人口が10万未満の消防本部を含んでいること
 - ・当該地域内に非常備町村を含んでいること 等
- ②「広域化の気運が高い地域」
 - ・当該地域内の市町村長が広域化を行うこと又は広域化に向けた協議を行うことを明らかにしていること
 - ・当該地域内の市町村において消防指令業務の共同運用の検討又は実施がなされていること 等

特に、次の消防本部又は町村を含む地域については、可能な限り重点地域として指定することが期待されています。

- ・ 職員数が少ない（例えば50人以下）小規模消防本部で、特に今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
- ・ 非常備町村
- ・ 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

重点地域の指定は、広域化の気運の高い地域からの意向を踏まえて行うことも想定されますが、重点地域の指定を行うことにより広域化の気運を高めることができることも考えられることから、都道府県が本制度を積極的かつ効果的に活用し、「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」において広域化の気運を高めるため、重点地域の指定を行うことも期待されます。

なお、各都道府県においては、重点地域の指定を行った旨及び当該重点地域に対する支援の内容を公表する際には、できるだけ多くの住民が知ることができるような方法により行うことが必要です。

第4 推進計画の変更

実際に広域化の協議が各地域において行われる中で、諸般の情勢の変化により、当初、推進計画に定めた組合せ以外の組合せによる広域化の熟度が高まってくる場合もあり得るものと考えられますが、当該組合せによる広域化が基本指針の趣旨に合致するものである場合には、都道府県において適時適切に推進計画を変更することも可能です。

特に、市町村の組合せを検討する際の考え方については、従来、管轄人口30万以上という目標が掲げられていましたが、平成25年4月1日に基本指針が改正され、今後の広域化の推進の方向性として地域の実情を勘案することとしたことを踏まえ、各都道府県におかれては、必要に応じて地域の実情を踏まえた組合せを検討し、現行の推進計画の見直しを検討することが求められます。

また、基本指針の改正に伴い創設された重点地域は、原則として推進計画に定める広域化対象市町村の一の組合せの範囲内で指定されることを想定していますが、二つ以上の組合せにまたがる地域を指定することも可能であり、その場合は、指定後速やかに推進計画を変更することにより、推進計画上の組合せと重点地域の整合を図る必要があります。

第5 都道府県の積極的な関与の方法

都道府県の役割について、第1から第4までで述べたとおりですが、①関係市町村の協議会の設立や運営における助言、②協議の過程において利害の対立等が見られた際の調整、③広域化に伴う組合の設立や運営に関する助言及び④広域化までの過程における市町村のニーズに応じた財政支援又は職員派遣等による事務負担の軽減等について一層の取組が期待されます。

特に、協議会への人的支援は有効な方法です。これまでに、都道府県の職員を協議会に派遣するなど、都道府県が広域化の協議に積極的に関与したことにより、広域化を実現した先進事例もあります。

また、都道府県が関係市町村に対して補助金等の財政支援を行うことも有効です。国としても、このような補助金等に対して特別交付税措置を講じています。

第2節 国の役割

第1 情報提供等

消防組織法第35条第1項では、国が、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、消防組織法に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うことを規定しています。

「消防組織法に定めるもの」とは、具体的には、第4条第2項第10号に定める助成や第49条に定める補助等です。

「その他の必要な援助」とは、具体的には、消防組織法第33条第6項において都道府県知事の行う援助と同様の、情報提供、調査研究、普及啓発、職員の派遣等の必要となる援助措置全般を示しています。

消防組織法第35条第1項に基づき、消防庁において、自主的な市町村の消防の広域化の推進方策の検討及び実施並びに都道府県及び市町村における広域化の取組の支援を行うため、消防庁長官を本部長とした消防広域化推進本部が平成18年7月に設置されており、各都道府県及び各市町村並びに各消防本部等からの個別具体の相談等に応じることとしています。

さらに、各都道府県及び各市町村からの依頼に応じて、消防広域化推進アドバイザーの派遣を行うこととしています。消防広域化推進アドバイザーは、消防の広域化を実施した消防本部関係職員から選定され、消防広域化の推進に関する検討会への参加や個別具体的な課題等への助言、消防の広域化の推進に伴

う具体的効果事例の情報提供等を行います。

第2 財政支援

消防組織法第35条第2項では、推進計画に定める組合せに基づき消防の広域化を実施した市町村が、広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費について、消防本部の財政運営に支障が生じないように、当該経費に充てるために起こす地方債については、国が特別の配慮をすることを規定しています。

本項に基づき、市町村の消防の広域化への取組を支援するため、平成19年度から新たに「消防広域化支援対策」として、消防の広域化に伴って必要となる経費に対して、市町村の消防の広域化に支障の生じることのないよう、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を講じています。平成26年度の財政措置の内容は次頁の図のとおりであり、これらの財政措置を重点地域に重点化することとしています。

【図】 消防広域化支援対策（平成26年度）

市町村分

I 消防広域化準備経費

- 消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

II 消防広域化臨時経費

- 消防の広域化に伴い臨時的に必要な次の経費について特別交付税措置を講じる。
 - ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
 - ② 業務の統一に必要なシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
 - ③ 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
 - ④ その他広域化に伴い臨時的に必要な経費

III 消防署所の整備

1 緊急防災・減災事業

- (1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

- (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

※ 消防署所等とは、消防署、出張所及び指令センターをいう。

※ 上記1は、広域化後10年度以内完了する事業（平成24年度までに広域化した場合には、平成34年度までに完了する事業）を対象とする。

2 一般事業

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。

▶一般単独事業債 充当率90%〔通常充当率75%〕

IV 消防指令センター（指令装置等）の整備

- 国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで、複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

V 消防車両等の整備

- 広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

▶緊急防災・減災事業債 充当率100%（交付税算入率 元利償還金の70%）

※ 上記Vは、広域化後5年度以内完了する事業（平成24年度までに広域化した場合には、平成29年度までに完了する事業）を対象とする。

VI その他

- 国庫補助金の配分について
消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

都道府県分

I 消防広域化指導経費

- 消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

II 広域化対象市町村に対する支援に要する経費

- 広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。



○消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）（抄）

第四章 市町村の消防の広域化

（市町村の消防の広域化）

第三十一条 市町村の消防の広域化（二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。以下この条において同じ。）を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。）は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

（基本指針）

第三十二条 消防庁長官は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するとともに市町村の消防の広域化が行われた後の消防（以下「広域化後の消防」という。）の円滑な運営を確保するための基本的な指針（次項及び次条第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間
 - 三 次条第二項第三号及び第四号に掲げる事項に関する基準
 - 四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
 - 五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

（推進計画及び都道府県知事の関与等）

第三十三条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 推進計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
 - 二 市町村の消防の現況及び将来の見通し
 - 三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認める自主的な市町村の消防の広域化の対象となる市町村（以下「広域化対象市町村」という。）の組合せ
 - 四 前号の組合せに基づく自主的な市町村の消防の広域化を推進するため

に必要な措置に関する事項

五 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

六 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 都道府県は、推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、広域化対象市町村の全部又は一部から求めがあつたときは、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

5 都道府県知事は、市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

（広域消防運営計画）

第三十四条 広域化対象市町村は、市町村の消防の広域化を行おうとするときは、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画（以下この条及び次条第二項において「広域消防運営計画」という。）を作成するものとする。

2 広域消防運営計画においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本方針

二 消防本部の位置及び名称

三 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

3 広域化対象市町村が、広域消防運営計画を作成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二第一項の規定により協議会を設ける場合にあつては、当該協議会には、同法第二百五十二条の三第二項の規定にかかわらず、規約の定めるところにより、関係市町村の議会の議員又は学識経験を有する者を当該協議会の会長又は委員として加えることができる。

（国の援助等）

第三十五条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、この法律に定めるもののほか、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

2 広域化対象市町村が第三十三条第二項第三号の組合せに基づき市町村の消防の広域化を行つた場合において、当該広域化対象市町村が広域消防運営計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該広域化対象市町村の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

○消防庁告示第三十三号
消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三
十二条第一項の規定に基づき、市町村の消防の広域化に
関する基本指針を次のように定める。
平成十八年七月十二日

（最終改正 平成二十六年五月十六日）
消防庁長官 板倉 敏和

市町村の消防の広域化に関する基本指針

一 自主的な市町村の消防の広域化の推進に關する基本的な事項

1 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がある。しかしながら、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合がある。

これを克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効である。具体的には、広域化によって、

- ① 災害発生時における初動体制の強化
 - ② 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
 - ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
 - ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
 - ⑤ 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
 - ⑥ 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 等、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待される。
- こうしたことから、平成六年以降、自主的な市町村の消防の広域化が推進されてきた。全国の消防本部の数は、最も多かった平成三年十月の九百三十六本部から、平成十八年四月には八百一十一本部にまで減少しているが、広域化と並行して進められた市町村合併の状況と比較すると、広域化が十分進んだと

は言い難い状況にあった。そこで、平成十八年においては、都道府県の役割の明確化と、市町村における十分な議論を確保するための関係者の議論の枠組みの創設と併せ、災害の大規模化・多様化等の環境の変化に的確に対応するために広域化の目標となる消防本部の規模を引き上げること等を内容として、広域化を更に推進するための消防組織法の改正及びこれに基づく本指針の策定を行った。

以来、改正後の消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画に基づく取組が進められてきたところであるが、本指針が策定された当初の広域化の実現の期限としていた平成二十四年度末には平成十八年四月から更に二十七本部が減少し、消防本部数は七百八十四本部となったところである。広域化を行った消防本部においては、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤の強化を通じて住民サービスの向上等の成果が現れており、広域化に伴う現象として一部の地方公共団体が懸念する、消防署所の配置替えによる一部地域での消防力低下や消防本部と市町村との関係の希薄化といった事実は認められない。

このように、広域化した消防本部においては、広域化の意図する成果が現れてはいるものの、全体的には、管轄人口十萬未満の小規模な消防本部（以下「小規模消防本部」という。）が全消防本部数の約六割を占めるなど、広域化の進捗はまだ十分とはいえず、小規模消防本部が抱える前記の課題が依然として克服されていない。

一方で、日本の総人口は、平成十七年に戦後初めて減少に転じ、これまでの長期的な少子化の傾向が今後も続く場合は、将来人口が減少することが予想されている。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられる。また、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題も更に懸念される状況にある。このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、加えて、近年の東日本大震災での教訓や類似を見ない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まりも指摘される状況を踏まえると、国、都道府県及び市町村が一体となった広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となつていく。

2 消防組織法における市町村の消防の広域化の基本的な考え方

消防組織法では市町村の消防の広域化に關し、次の事項について定めている。

- ① 市町村の消防の広域化の理念及び定義
- ② 消防庁長官による基本指針の策定
- ③ 都道府県による推進計画の策定及び都道府県知事の関与等
- ④ 広域化対象市町村による広域消防運営計画の作成
- ⑤ 国の援助及び地方債の特別の配慮

この市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならないとされているため、広域化によつて消防本部の対応力が低下するようなことはあってはならない。また、市町村の消防の広域化とは、二以上の市町村が消防事務（消防団の事務を除く。）を共同して処理することとする。こと又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいうと定義されている。したがって、広域化の対象は、いわゆる常備消防であり、消防団はその対象ではない。

加えて、広域化については、一部事務組合等の共同処理又は事務委託の方式により行われることとなるが、関係市町村間においてそれぞれ方式の利点及び問題点を十分に比較考量の上、その地域に最も適した方式を選択することが必要である。

3 平成二十五年以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性

平成十八年の消防組織法の改正後、平成二十四年度末に至るまでの広域化の状況を踏まえると、広域化の進捗状況は地域の実情によつて左右される面があるものと考えられる。このことから、今後、広域化を推進するに当たっては、広域化対象市町村の組合せを定める場合は、広域化の規模に関する目標を引き続き考慮すると同時に地域に関する取組を行うこととする。あわせて、広域化に関する取組の必要対象地域を、それぞれの地域における広域化の必要性や広域化への期待等を踏まえて重点化する枠組みを設けた上で、地域の実情を踏まえたきめ細かい取組を行うこととする。

その際、地域の実情を熟知した広域的な地方公共団体である都道府県の役割が特に重要である。平成二十年及び平成二十一年の消防組織法の改正により、緊急消防援助隊に関する事務と傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する事務が都道府県の事務に追加されたことから明らかに、消防の分野における都道府県の役割の重要性は高まつていく。広域化についても、本指針一、1で示された現

下の消防を取り巻く状況を踏まえると、国の取組とあわせ、都道府県には、関係市町村間の必要な調整、情報の提供その他の必要な支援を行う役割を果たすことが更に期待される。とりわけ、関係市町村間の連絡調整はもとより、広域化に係る市町村の財政負担又は事務負担に対する支援等について、より積極的にその役割を果たし、自主的な市町村の消防の広域化の推進に取り組むことが求められる。

4 国における自主的な市町村の消防の広域化を推進するための施策

本指針一、3を踏まえ、国は、自主的な市町村の消防の広域化を推進するため、次のような施策を講ずる。

- (1) 消防広域化推進本部の設置
消防庁に、都道府県及び市町村における広域化の取組を支援するための消防広域化推進本部を設置する。
- (2) 広報及び普及啓発
市町村の消防の広域化を推進するためには、消防サービスの提供を受ける国民、広域化に直接取り組む市町村及び指導助言や連絡調整等を市町村に対して行う都道府県が広域化の必要性、メリットや全国的な状況等について、十分に理解することが重要であることから、あらゆる機会を捉え、また、適当な広報媒体を活用することにより、広域化に関する広報及び普及啓発を行う。
- (3) 都道府県及び市町村に対する情報提供
広域化の推進に関する制度、広域化を行った先進事例、実際に広域化を行う際の留意事項等について、都道府県及び市町村のニーズに応じた情報提供を行い、関係者における広域化に関する取組の促進を図る。
- (4) 相談体制の確保充実
広域化を実現した消防本部の幹部職員等で消防庁に登録された者を市町村等に派遣し、助言等を行う消防広域化推進アドバイザーの活用等により、広域化に関する協議を進めるに当たつての諸課題への対処方策等広域化に関する個別具体的な相談に積極的に応じる。
- (5) 財政措置
都道府県に対して、広域消防運営計画の作成等に関する広域化対象市町村への情報提供若しくは助言、本指針三、3に定める消防広域化重点地域の指定、協議会への参画、調査研究又は広報啓発等に必要な経費について所要の普通交付税措置を講ずるとともに、都道府県が広域化対象市町

村に対して行う補助金、交付金等の交付に要する経費について所要の特別交付税措置を講ずるほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体の組合で広域化を行った広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行った広域化対象市町村又は同項の地方公共団体の組合で広域化を行う広域化対象市町村の加入するもの若しくは広域化を行う広域化対象市町村（以下「広域化対象市町村等」という。）に対して、当該広域化対象市町村等が広域消防運営計画を達成するために事業に要する経費等について、財政運営に支障を生ずることのないよう、次の財政措置を講ずる。

- ① なお、これらの措置については、平成二十六年以降、消防広域化重点地域に対するものに重点化する。また、必要に応じて見直すものとする。
- ② 市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域の広域化に限る。以下この(5)において「市町村の消防の広域化」という。）に伴う広域消防運営計画の作成を含めた広域化の準備に要する経費及び臨時に増加する経費について所要の特別交付税措置を講ずる。
- ③ 市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画又は消防署所等（消防署、出張所及び指令センターをいう。以下同じ。）の再編整備計画（以下「広域消防運営計画等」という。）に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備する自主防災組織等のための訓練研修施設を含む。）の増改築（広域消防運営計画等において消防署所等の再配置が必要であると位置づけられたものについては、新築を含む。）であつて、当該広域化後十年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む、平成十八年度の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成三十四年度までに完了するもの。③において同じ。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ④ 市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、統合される消防本部庁舎を消防署所等として有効活用するために必要となる改築であつて、当該広域化後十年度以内に完了するものに要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。

- ⑤ 消防通信・指令施設（消防救急デジタル無線、高機能消防指令センター）の整備に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑥ 市町村の消防の広域化（平成三十年四月一日までに行われるものに限る。）に伴い、広域消防運営計画等に基づく消防署所等の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備事業であつて、当該広域化後五年度以内に完了するもの（ただし、広域化前に完了するものを含む、平成十八年度の消防組織法の改正に基づいて平成二十四年度までに広域化した消防本部にあっては平成二十九年度までに完了するもの。）に要する経費について所要の地方財政措置を講ずる。
- ⑦ 市町村の消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たつて、特別の配慮をするものとする。

二 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間

市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立のため、不断に取り組んでいかなければならない課題であるが、地域における広域化についての合意形成には相当の時間を要するものと考えられる一方で、大規模災害等が発生する懸念が高まつており、広域化の取組が急がれることや過度に長期の期限を設けると集中的な広域化の取組を阻害するおそれがあることを踏まえ、五年程度後を期限として広域化に取り組むことが必要である。

- (1) 都道府県の推進計画等
都道府県の実情に照らし、必要に応じて推進計画の変更又は策定を行うよう努めること。
- (2) 市町村の消防の広域化
各広域化対象市町村においては、広域消防運営計画の作成等、広域化に向けた取組を行い、本指針が定められた当初の期限である平成二十四年度末から五年程度後の平成三十年四月一日までに広域化を実現すること。

三 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

1 推進計画の策定

都道府県が、本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合に、その市町村を対象として定めることとされている推進計画には、次のような事項を定めることとなる。

(1) 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項

- ① 推進計画は、広域化を推進する必要があると認める市町村について、その広域化を計画的かつ円滑に推進することを目的とすること。
- ② 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るため推進するものであること。
- ③ 広域化は、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これらの関係者のコンセンサスを得ながら推進していくように努めること。
- (2) 市町村の消防の現況及び将来の見通し
次のような事項に留意して定めること。
 - ① 広域化を推進するに当たっては、まず、当該都道府県における広域化の必要性を十分認識する必要があることから、各都道府県における消防需要の動向、これに対する消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況等の市町村の消防の現況について、市町村の協力を得つつ、消防本部の規模別に十分把握し、その問題点を分析し、認識する必要があること。
 - ② さらに、今後の人口の減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展の中で、市町村の消防が将来どのような姿になっていくかの見通しについても、市町村の協力を得つつ、的確に分析し、認識する必要があること。
- (3) 広域化対象市町村の組合せ
本指針三、二に基づき定めること。
なお、広域化対象市町村の組合せに基づく本指針三、三に定める消防広域化重点地域の指定等を行う場合には、本指針三、三によること。
- (4) 自主的な市町村の消防の広域化を推進するため必要な措置に関する事項
本指針三、四に基づき定めること。
- (5) 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基

2

推進計画に定める市町村の組合せに関する基準

各都道府県は、以下の点を十分考慮した上で、推進計画において、広域化対象市町村及びその組合せを定めること。

- (1) 市町村の消防の広域化の規模
一般論としては、消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力が強化されることとなり、また組織管理、財政運営等の観点からも望ましい。
- (2) その上で、現状を踏まえつつ、これからの消防に求められる消防力、組織体制、財政規模等に鑑みると、管轄人口の観点から言えばおおむね三十万以上の規模を一つの目標とすることが適当である。
- (3) しかしながら、各市町村は、管轄面積の広狭、交通事情、島嶼部などの地理的条件、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、人口密度及び人口減少などの人口動態等の地域の事情をそれぞれ有しているため、広域化対象市町村の組合せを検討する際には、上記の規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に推進するという観点から、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。その際、例えば、当該組合せの広域化を段階的に実現するために段階ごとの組合せをあわせて定めるという方策も考えられる。
- (4) 配慮及び留意すべき事項
既存の消防広域化基本計画に基づいて行われた広域化の状況及び非常備市町村の常備化の必要性に配慮する必要がある。
- (5) また、市町村合併との関係について、推進計画

本的な事項

本指針四を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

(6) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項
本指針五を参考にしつつ、各都道府県の実情を勘案して定めること。

なお、都道府県が推進計画を定めるに当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めることが重要である。

また、都道府県が推進計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならないとされているところである。

3

消防広域化重点地域の指定等

に定める市町村の組合せは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五十九条第一項に規定する自主的な市町村の合併の推進に関する構想により定められた市町村の組合せに十分留意する必要がある。

(1) 消防広域化重点地域の指定の趣旨
本指針一、三の趣旨を踏まえ、本指針一、四に掲げる国の施策及び本指針三、四に掲げる各都道府県における措置を他の広域化対象市町村よりも先行して集中的に実施することにより広域化対象市町村の組合せにおける自主的な市町村の消防の広域化を着実に推進するため、消防広域化重点地域（以下「重点地域」という。）の枠組みを設ける。

- (2) 都道府県知事による重点地域の指定及び公表等
都道府県知事は、広域化対象市町村のそれぞれの組合せを構成する市町村の全部又は一部からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると当該都道府県知事が認めるものを重点地域として指定することができる。
- ① 今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域
- ② 広域化の気運が高い地域
- (3) 広域化対象市町村の一の組合せを越える地域を重点地域に指定しようとするときは、当該指定しようとする地域が広域化対象市町村の一の組合せの全部又は一部を構成するよう、事前又は事後に推進計画の変更を行うものとする。
- (4) なお、当該指定を行ったときはその旨を、当該重点地域に対する都道府県の支援の内容とともに公表するものとする。
- (5) 関係市町村の意見の聴取等
重点地域の指定に当たっては、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村の意見を聴くものとする。
- (6) また、重点地域に指定された市町村以外の市町村から重点地域の指定を求めた意見等があった場合においては、都道府県知事は当該意見等を尊重し、当該市町村を対象とする重点地域の指定等に努めるものとする。
- (7) 重点地域の指定の変更
(2)及び(3)は、重点地域の指定の変更について準用する。

4

自主的な市町村の消防の広域化を推進するために

必要な措置に関する基準

消防組織法第三十三条において、都道府県知事が行う市町村相互間における必要な調整及び情報の提供その他の必要な援助等について定められていることを踏まえ、各都道府県は、推進計画において、当該各都道府県における自主的な市町村の消防の広域化を推進するために必要な措置を定めること。

具体的には、

- ① 広域化を推進するための体制の整備
- ② 住民及び関係者に対する情報提供、普及啓発等
- ③ 各市町村に対する情報提供、相談対応体制の確保、職員の派遣等
- ④ 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等
- ⑤ 広域化に関する調査研究等が考えられるところであり、これらを参考にしつつ、必要な措置を定め、都道府県として広域化の推進に積極的に取り組むこと。

四 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 広域化後の消防の体制の整備

市町村の消防の広域化が行われた後に、広域化の効果をも十分に発揮することができるよう、広域化後の消防において一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが重要である。

2 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合又は事務委託により行われることとなるが、その場合広域化後の消防は、組合の構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有に特に意を用いる必要がある。

3 広域化後の消防の体制の整備のために考えられる方策

このように、広域化後の消防の円滑な運営の確保のためには、広域化後の消防の体制を適切に整備することが重要であるが、そのための方策としては、例えば、以下のような事項について、構成市町村等間において十分協議の上、可能な限り、組合又は事務委託の規約、規程等において定めることとするこ

とが有効である。

- (1) 組合の方式による場合
- ① 経常的経費、投資的経費それぞれについての構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ② 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画を策定すること
- ③ 中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を策定すること
- ④ 部隊運用、指令管制等に関する計画を策定すること
- ⑤ 災害時等に構成市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ⑥ 構成市町村間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組みを構築すること
- ⑦ 組合の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

(2) 事務委託の方式による場合

- ① 委託料に係る基本的なルール
- ② 災害時等に委託市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画を策定すること
- ③ 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できるようにすること

4 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

五 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、本指針一、二のとおり、消防組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、消防力の整備指針

第三十七条に基づき、市町村の合併等消防団の沿革その他の特段の事情がある場合を除き、一市町村にこの場合、広域化後の消防本部と消防団との緊密な連携の確保が必要となる。

- ① 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
 - ② 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施
 - ③ 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等
 - ④ 常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- 以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じた広域化後の消防本部と消防団との連携の確保を図ることが必要である。

2 防災・国民保護担当部局との連携の確保

防災・国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者が実施することが必要である。

この場合、市町村の消防の広域化を行うときには、広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となる。

そのために、次のような具体的方策が考えられる。

- ① 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託
- ② 各構成市町村等の長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ④ 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ⑤ 総合的な合同防災訓練の実施
- ⑥ 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化
- ⑦ 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる二十四時間体制の確保

以上のような方策を参考としつつ、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図ることが必要である。

3 推進計画及び広域消防運営計画への記載

以上の点を踏まえ、都道府県においては、必要な事項を推進計画において定めるとともに、広域化対象市町村においては、広域化に係る協議の際にこれらの事項について十分協議の上、可能な限り広域消防運営計画において定めること。

消防組合標準規約例

第一章 総則

(組合の名称)

第一条 この組合は、〇〇消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第二条 組合は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

〇〇市

△△町

□□村

・・・

(組合の共同処理する事務)

A 第三条 組合は、消防事務（消防団の事務を除く。）を共同処理する。

B 第三条 組合は、消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）を共同処理する。

C 第三条 組合は、消防に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第四条 組合の事務所は、〇〇に置く。

第二章 組合の議会

(議会の組織)

第五条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、〇人とする。

2 各関係市町村の定数は、次のとおりとする。

〇〇市 〇人

△△町 〇人

□□村 〇人

・・・・・・

(議員の選挙の方法)

A 第六条 組合議員は、関係市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 （選挙を行うべき期日は、組合の管理者が定めて、関係市町村の長に通知しなければならない。）

3 （第一項の選挙が終わったときは、関係市町村の長は、直ちにその結果

を組合の管理者に通知しなければならない。)

B 第六条 組合議員は、関係市町村の議会において、選挙権を有する者のうちから選挙する。

2・3 (Aと同じ)

C 第六条 組合議員は、関係市町村の議会において、選挙権を有する者のうちから選挙する。

2 組合議員のうち○人は、関係市町村の議会において、関係市町村の消防団長のうちから選挙する。

3・4 (Aの2・3と同じ)

(議員の任期)

A 第七条 議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員の任期による。

B 第七条 議員の任期は、○年とする。

(補欠選挙)

A 第八条 組合議員に欠員を生じたときは、補欠選挙を行わなければならない。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、前項の選挙に準用する。

3 補欠議員は、前任者の残任期間在任する。

B 第八条 組合議員の欠員が各関係市町村ごとにその定数の四分の一を超えるに至ったときは、補欠選挙を行わなければならない。

2・3 (Aと同じ)

(議長及び副議長)

第九条 組合の議会に議長及び副議長をそれぞれ一人置く。

2 議長及び副議長は、組合の議会において、組合議員のうちから選挙する。

3 (議長及び副議長の任期は、組合議会の議員の任期による。)

第三章 執行機関

(執行機関の組織)

A 第十条 組合に、管理者及び副管理者をそれぞれ一人置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置く。

3 (管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長及び副市長の任期による。)

B 第十条 組合に、管理者一人及び副管理者五人を置く。

2 (Aと同じ)

3 (管理者及び副管理者の任期は、関係市町村の長の任期による。)

(執行機関の選任の方法)

A 第十一条 管理者は、関係市町村の長のうちから関係市町村の長の協議により定める。

2 副管理者は、管理者が組合の議会の同意を得て選任する。

3 前条第二項の職員は、管理者が任免する。

B 第十一条 管理者は、組合の議会において、関係市町村の長の中から選挙する。

2・3 (Aと同じ)

C 第十一条 管理者は、〇〇市長をもって充てる。

2 副管理者は、△△町長及び□□村長をもって充てる。

3 (Aの3と同じ)

(監査委員)

第十二条 組合に監査委員を〇人置く。

2 監査委員の任期は、〇年とする。

3 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て知識経験を有する者のうちから選任する。

(公平委員会については、条例で置くものとされている(地方公務員法第7条)。また、その他の執行機関の設置は任意である。)

第四章 経費

(経費の支弁の方法)

A 第十三条 組合の経費は、関係市町村の負担金のほか、補助金、地方債、寄附金、手数料及びその他の収入をもって充てる。

2 前項に規定する負担金の関係市町村ごとの額は、負担金の総額に当該予算の属する会計年度における関係市町村の地方交付税(普通交付税)の算定基礎となった消防費に係る基準財政需要額を合算した額に対する当該市町村の消防費に係る基準財政需要額の割合を乗じた額とする。

B 第十三条 (Aと同じ)

2 前項に規定する負担金の関係市町村ごとの割合は、次の方法により算出する。

一 均等割 百分の〇〇

二 世帯割 百分の〇〇

三 人口割 百分の〇〇

四 面積割 百分の〇〇

五 基準財政需要額割 百分の〇〇

3 前項第二号の世帯割及び第三号の人口割の算定基礎となる世帯数及び人口は、最近の国勢調査による関係市町村の世帯数及び人口によるものとし、第四号の面積割の算定基礎となる面積は、国土地理院において公表した最近の関係市町村の面積によるものとし、第五号の基準財政需要額割の算定基礎となる基準財政需要額は、当該予算の属する会計年度における関係市町村の基準財政需要額の消防費の算定額とする。

第五章 消防事務の運営に関する事項

（消防力の整備計画の策定）

第十四条 組合は、中長期的な消防施設等の整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画を定めるものとする。

（消防事務に関する基本的な計画）

第十五条 組合は、以下の計画を定めるものとする。

- 一 部隊運用、指令管制等に関する計画
- 二 災害時等の関係市町村の長と消防長、消防署長又は消防団長との間の相互連絡、情報共有等に関する計画
- 三 消防職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画

（連絡会議の開催）

第十六条 組合は、組合の運営に関する連絡調整を行うため、年〇回定期に関係市町村の長の連絡会議を開催するものとする。ただし、関係市町村の長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開催することができる。

（迅速な意見調整）

第十七条 組合は、関係市町村間の迅速な意見調整を行うことができるよう必要な措置を講じるものとする。

（住民の意見の反映）

第十八条 組合は、組合の運営に関し、関係市町村の住民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

第六章 雑則

（その他）

第十九条 この規約に定めるもののほか、組合の管理及び執行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

消防事務委託標準規約例

（委託事務の範囲等）

第一条 ○○市は、消防事務（消防団の事務を除く。）の管理及び執行を□□市に委託する。

（経費の負担及び予算の執行）

第二条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、○○市の負担とし、○○市は、あらかじめ、□□市にこれを交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、□□市長が○○市長と協議して定める。この場合において、□□市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を○○市に送付しなければならない。

3 委託事務に関する経費については、○○市の消防需要に適切に対応したものとなるよう、○○市及び□□市の間でその基本的な算定方法を定めるものとする。

（委託事務の収支の分別）

第三条 □□市長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、□□市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（手数料等）

第四条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、すべて□□市の収入とする。

（繰越金）

第五条 □□市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、□□市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに○○市長に提出しなければならない。

（決算の場合の措置）

第六条 □□市長は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を○○市長に通知するものとする。

（相互連絡等に関する計画）

第七条 □□市長は、災害時等における○○市長と消防長、消防署長又は消防団長との間の相互連絡、情報共有等に関する計画を定めるものとする。

(連絡会議)

第八条 □□市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、
○○市長と年○回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、○○市長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(住民の意見の反映)

第九条 □□市長は、消防事務の処理に関し、住民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第十条 委託事務の管理及び執行について適用される□□市の条例等の全部又は一部を変更しようとする場合においては、□□市は、あらかじめ、○○市に通知しなければならない。

2 委託事務の管理及び執行について適用される□□市の条例等の全部又は一部が改正された場合において、□□市は直ちに当該条例等を○○市に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、○○市は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

附 則

この規約は、平成○○年○月○日から施行する。

○地方自治法第二百五十一條の四の規定による協議会の規約例

(出典 松本英昭著『逐条地方自治法第4次改訂版』学陽書房)

甲市(町村) 外何々市(町村) 何々協議会規約

〔甲市(町村) 乙市(町村) 及び丙市(町村) 何々協議会規約〕

第一章 総 則

(協議会の目的)

第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は、(何々を図るため) 何々に関する事務を共同して管理し及び執行することを目的とする。

〔第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は、(何々を図るため) 何々に関する事務の管理及び執行について各関係市(町村)が相互に連絡調整を図ることを目的とする。〕

〔第一条 この協議会(以下「協議会」という。)は、広域にわたる総合的な計画を共同して作成することを目的とする。〕

(協議会の名称)

第二条 協議会は、甲市(町村) 外何々市(町村) 何々協議会という。

〔第二条 協議会は、甲市(町村)、乙市(町村) 及び丙市(町村) 何々協議会という。〕

(協議会を設ける市(町村))

第三条 協議会は、左に掲げる市(町村)(以下「関係市(町村)」という。)が、これを設ける。

- 一 甲市(町村)
- 二 乙市(町村)
- 三 丙市(町村)

〔第三条 協議会は、甲市(町村)、乙市(町村) 及び丙市(町村)(以下「関係市(町村)」という。)が、これを設ける。〕

(協議会の担任する事務)

第四条 協議会は、次に掲げる事務を管理し及び執行する。(次に掲げる事務の管理及び執行について連絡調整を図る。第三条に掲げる市(町村)にかかる広域にわたる総合的な計画を共同して作成する。)

- 一 何々に関する事務
- 二 何々に関する事務

(協議会の事務所)

第五条 協議会の事務所は、何県何市(町村) 何町何番地何々市役所(町村役場)内に置く。

第二章 協議会の組織

(組織)

第六条 協議会は、会長及び委員何人をもつてこれを組織する。

(会長)

第七条 会長は、関係市(町村)長(何々委員会)(何々委員)が、その協議により、関係市(町村)長(何々委員会)(何々委員)の補助機関たる職員のうちから、これを選任する。

〔会長は、関係市(町村)長(何々委員会)(何々委員)が協議して定めた市(町村)長(何々委員会の委員長)(何々委員中何々の委員)をもつて、これに充てる。〕

2 会長の任期は何年とする。

3 会長は、常勤（非常勤）とする。

4 関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、会長が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は会長に職務上の義務違反その他会長たるに適しない非行があると認めるときは、その協議により、任期中においてもこれを解任することができる。

（委員）

第八条 委員は、関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が、その協議により、関係市（町村）の長（何々委員会）（何々委員）の補助機関たる職員のうちから、これを選任する。

「委員は、各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が、それぞれその補助機関たる職員のうちから、これを選任する。」

「委員は、各関係市（町村）長（何々委員会の委員長）（何々委員中何々の委員）をもつて、これに充てる。」

2 委員の任期は、何年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、常勤（非常勤）とする。（委員中何々の委員は常勤とし、何々の委員は非常勤とする。）

4 前条第四項の規定は、委員にこれを準用する。この場合においては、予め、会長の同意を得なければならない。

（会長の職務代理）

第九条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した委員が会長の職務を代理する。

（職員）

第十条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の各関係市（町村）別の配分については、関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が協議により、これを定める。

2 各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市（町村）の何々の職員のうちから、選任するものとする。

「2 会長は、関係市（町村）の何々の職員のうちから、当該市（町村）長（何々委員会）（何々委員）の同意を得て、前項の職員を選任するものとする。」

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その解任を求めることができる。（これを解任することができる。）

（職員の職務）

「第十一条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。」

2 事務長は、会長の命を受け協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け協議会の事務に従事する。」

（事務処理のための組織）

第十二条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

第三章 協議会の会議

（協議会の会議）

第十三条 協議会の会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

（会議の招集）

第十四条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 委員何人以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長が予めこれを委員（及び関係市（町村）長）に通知しなければならない。

（会議の運営）

第十五条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

（幹事会）

第十六条 協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項以外の事項で協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長及び委員の互選により定めた者何人をもつてこれを組織する。

〔2 幹事会は、会長及び常勤の委員をもつてこれを組織する。〕

3 幹事会の議事その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第四章 協議会の担任する事務の管理及び執行

（各関係市（町村）（各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員））の名においてする事務の管理及び執行）

第十七条 協議会がその担任する事務を各関係市（町村）（各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員））の名において管理し及び執行する場合においては、関係市（町村）の協議により、協議会は、一の市（町村）の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下本条中「条例、規則等」という。）を各関係市（町村）の当該事務に関する条例、規則等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し及び執行することができる。

2 前項の一の市（町村）以外の関係市（町村）長は、同項の協議が整ったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。この場合、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、併せてこれを公表するものとする。

3 第一項の条例、規則等を改廃しようとする場合においては、予め当該市（町村）は、関係市（町村）に協議しなければならない。

4 第一項の条例、規則等が改廃された場合においては、当該市（町村）長は、その旨を関係市（町村）の長及び協議会の会長に通知するものとし、関係市（町村）長は、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、直ちにこれを公表するものとする。

〔第十七条 協議会が、その担任する事務を各関係市（町村）（各関係市（町村）の長（何々委員会）（何々委員））の名において管理し及び執行する場合においては、協議会は、当該事務を各関係市（町村）の当該事務に関する条例、規則その他規程の定めるところにより管理し及び執行するものとする。〕

2 前項の条例、規則その他規程を改廃しようとする場合及び改廃した場合においては、当該市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、その旨を協議会の会長に通知しなければならない。〕

第五章 協議会の財務

（経費の支弁の方法）

第十八条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係市（町村）が負担する。

2 前項の規定により各関係市（町村）が負担すべき額は、各関係市（町村）長が遅くとも年度開始前何日までにその協議により決定しなければならない。この場合においては、各関係市（町村）長は、予め協議会に、協議会が要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を求めるものとする。

3 各関係市（町村）は、前項の規定による負担金を、年度開始後直ちに（毎四半期の始十日以内に）協議会に交付しなければならない。

〔3 前項の規定により各関係市（町村）が負担すべき額のうち、協議会に交付すべきものについては、各関係市（町村）は、これを年度開始後直ちに（毎四半期の始十日以内に）協議会に交付しなければならない。〕

（歳入歳出予算）

第十九条 協議会の歳入歳出予算は、前条第三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とするものとする。

〔第十九条 協議会の歳入歳出予算は、前条第三項の規定により交付される負担金及び繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要する費用のうち次に掲げるものをその歳出とするものとする。〕

- 一 旅費
- 二 需用費
- 三 役務費
- 四 何々

2 前項の規定により協議会の歳入歳出予算に計上するものを除く外、協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係市（町村）の歳入歳出予算に計上し、会長が各関係市（町村）長の支出命令権の委任を受けて当該歳入歳出予算を執行するものとする。〕

（歳入歳出予算の調製等）

第二十条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

3 第一項の規定により歳入歳出予算が協議会の会議を経たときは、会長は、当該歳入歳出予算の写しをすみやかに各関係市（町村）に送付しなければならない。この場合においては、会長は、当該歳入歳出予算の実施計画、当該年度の事業計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類をこれに添えなければならない。

（予算の補正）

第二十一条 関係市（町村）長は、協議会に係る既定予算の補正更正を必要と認める場合においては、その協議により当該既定予算の補正更正すべき額を決定する。

2 協議会は、協議会に係る既定予算の補正を必要と認めるときは、その旨を関係市（町村）長に申し出るものとする。

3 前項の申出があつたときは、関係市（町村）長は、直ちに第一項の協議をしなければならない。

4 第一項の規定により関係市（町村）長が協議会に係る既定予算の補正すべき額を決定したときは、前三条の規定の例により、これを行うものとする。この場合においては、第十八条第二項中「前項の規定により」とあるのは「協議会に係る既定予算の補正のため」、「遅くとも年度開始前何日までに」とあるのは「すみやかに」、同条第三項中「年度開始後直ち

に（毎四半期の始十日以内に）」とあるのは「直ちに」、第二十条第一項中「毎会計年度歳入歳出予算を調製し、年度開始前に」とあるのは「補正予算を調製し、すみやかに」と読み替えるものとする。

（出納及び現金の保管）

第二十二條 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第二十三條 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

- 2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を掌る。
- 3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

（決算等）

第二十四條 会長は、毎会計年度終了後二月以内に協議会の決算を作成し、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 前項の規定により決算が協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しをすみやかに各関係市（町村）長に送付しなければならない。この場合においては、会長は、証書類の写し、当該年度の事業報告書その他必要な書類をこれに添えなければならない。

（財産の取得、管理及び処分又は公の施設の設置、管理及び廃止の方法）

第二十五條 協議会の担任する事務の用に供する財産又は公の施設に関しては、会長の意見を聴き、各関係市（町村）が協議してそれぞれ取得し若しくは処分し、又は設置し若しくは処分するものとし、当該財産又は公の施設の管理は、協議会が行う。

- 2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、各関係市（町村）が協議して定める市（町村）の当該管理に関する条例、規則その他の規程を各関係市（町村）の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第十七条第二項から第四項までの規定を準用する。

「2 協議会は、前項の財産又は公の施設を管理する場合においては、当該管理を各関係市（町村）の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。この場合においては、第十七条第二項の規定を準用する。」

- 3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びにこれらの管理に関しては、前二項の規定にかかわらず、関係市（町村）長が協議して定めるものを除いては、協議会が定めるところによりこれを行うものとする。

（契約）

第二十六條 協議会の予算の執行に伴う契約で協議会の規程で定めるものについては、会長は、協議会の会議を経なければ、これを締結することができない。

（その他の財務に関する事項）

第二十七條 この規約に特別の定があるものを除く外、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

第六章 補 則

（事務処理の状況の報告等）

第二十八條 協議会は、毎会計年度少なくとも一回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）に提出する

ものとする。

- 2 各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）が協議して定める市（町村）の監査委員は、毎月例日を定め、協議会の出納を検査することができる。この場合においては、監査委員は、監査の結果に関する報告を他の市（町村）長に提出しなければならない。

（各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）の監視権）

第二十九条 各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）は、必要があると認めるときは、協議会の管理し及び執行した事務について報告をさせ又は実施について事務を視察し若しくは出納を検閲することができる。

（費用弁償等）

第三十条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

- 2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程でこれを定める。

（協議会解散の場合の措置）

第三十一条 協議会が解散した場合には、各関係市（町村）がその協議によりその事務を継承する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもつて打切り、会長であつた者がこれを決算する。

- 2 前項の規定による決算は、事務を承継した各関係市（町村）長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を附けて議会の認定に付さなければならない。

（協議会の規程）

第三十二条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるものを除く外、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

- 2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに各関係市（町村）長（何々委員会）（何々委員）に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

- 1 この規約は、平成何年何月何日から施行する。
- 2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第十八条第二項中「遅くとも年度開始前何日までに」とあるのは「すみやかに」、同条第三項中「年度開始後直ちに（毎四半期の始十日以内に）」とあるのは「直ちに」、第二十条第一項中「年度開始前に」とあるのは「すみやかに」と読み替えるものとする。